

第二期
聖籠町子ども・子育て支援事業計画
【令和2年度～令和6年度】

令和2年3月
令和5年3月一部改訂

新潟県 聖籠町

はじめに



本町では、子どもを安心して産み育てることができるまちを目指して、これまで幼稚園の基本保育料を無料にして、子育て家庭を支援してきました。また、子育て支援や子どもの健全育成のためのさまざまな取り組みを進めてきました。

現在、全国的には、少子化の進行が深刻化する中で、地域とのつながりの希薄化や核家族化といった家族構成の変化などにより、子育てへの不安感や孤立感が益々高まっています。また、女性の社会参画の促進やライフスタイルの変化から、共働き家庭も増加傾向にあり、本町においても、多様化する保育ニーズへの対応が喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、国では、社会全体で子ども・子育てを支援し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て関連 3 法」が公布され、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。新制度においては、この制度の目的である幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援のサービスの量の確保と質の向上を図るため、各市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられ、本町においても、この制度の実施主体として、平成 27 年には「聖籠町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

このたび、「聖籠町子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、同計画を見直し、「第二期聖籠町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

最後に、本計画の策定にあたり、聖籠町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様や関係機関・団体の方々から、ご意見やご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

聖籠町長 西脇 道夫

目 次

第1章 支援事業計画の策定にあたって	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画の期間	2
3 計画の策定体制	2
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状	3
1 人口・世帯の動向	3
(1) 人口・世帯数	3
(2) 出生数・出生率	6
(3) 転入・転出	7
(4) 婚姻・離婚	8
(5) 未婚者数	9
2 産業構造の動向	10
(1) 就業者数	10
3 家族の動向	12
(1) 世帯構成	12
(2) 就業状況	15
4 保育サービス等の提供状況	19
(1) 就学前児童での子育てシステム	19
(1) - 1 保育園の状況	19
(1) - 2 幼稚園の状況	23
(2) 特別保育の状況（保育園）	26
(3) 母子保健の現状	27
(4) 小学校・中学校の状況	31
(5) 地域における子育て支援事業利用状況	31
(6) 地域における健全育成の推進	32
(7) 放課後児童対策事業（学童保育）の状況	33
(8) 子ども家庭相談センター事業の状況	33
(9) 支援を必要とする子どもや家庭への助成等状況	34
5 ニーズ調査結果の概要	35
(1) 調査結果	36
(2) 子育ての環境や支援に関する意見・要望等	50
6 聖籠町における主な子育て支援の取り組み（前計画の評価と進捗について）	52
(1) 教育・保育給付事業	52

(2) 地域こども・子育て支援事業	52
7 国の幼児教育・保育の無償化.....	55
8 聖籠町の子ども・子育て支援における課題のまとめ.....	56
第3章 計画の基本的な考え方	58
1 基本理念	58
2 基本目標	59
3 計画の基本体系	61
4 子ども・子育て支援事業計画の概要	66
(1) 子どものための教育・保育給付	66
(2) 子育てのための施設等利用給付	67
(3) 教育・保育提供区域の設定	68
第4章 子ども・子育て支援事業の実施計画.....	69
1 教育・保育の量の見込み	69
(1) 量の見込みの考え方	69
(2) 算出方法	72
(3) 基礎データ	72
(4) 量の見込み（算出プロセス）	74
2 提供体制の確保策及び実施時期	75
(1) 幼児期の教育・保育	75
(2) 地域子ども・子育て支援事業	77
3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保.....	85
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方（認定こども園を普及させる背景や 必要性）	85
第5章 施策の現状と目標	86
1 具体的な推進施策の内容	86
(1) 子育て家庭をサポート	86
(2) 仕事と子育ての両立をサポート	96
(3) 子どもにやさしい地域環境をつくる	100
(4) 豊かな人間性と社会性を育む	103
(5) 子育て活動への支援体制の充実	115
(6) 町民の子育てへの関心を高めるための活動	116
第6章 計画の推進.....	118
1 計画の推進体制等	118

資料編.....	119
1 聖籠町子ども・子育て会議 審議経過	119
2 聖籠町子ども・子育て会議 委員名簿	120
3 聖籠町子ども条例	121

第1章 支援事業計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

■ 法的位置づけ

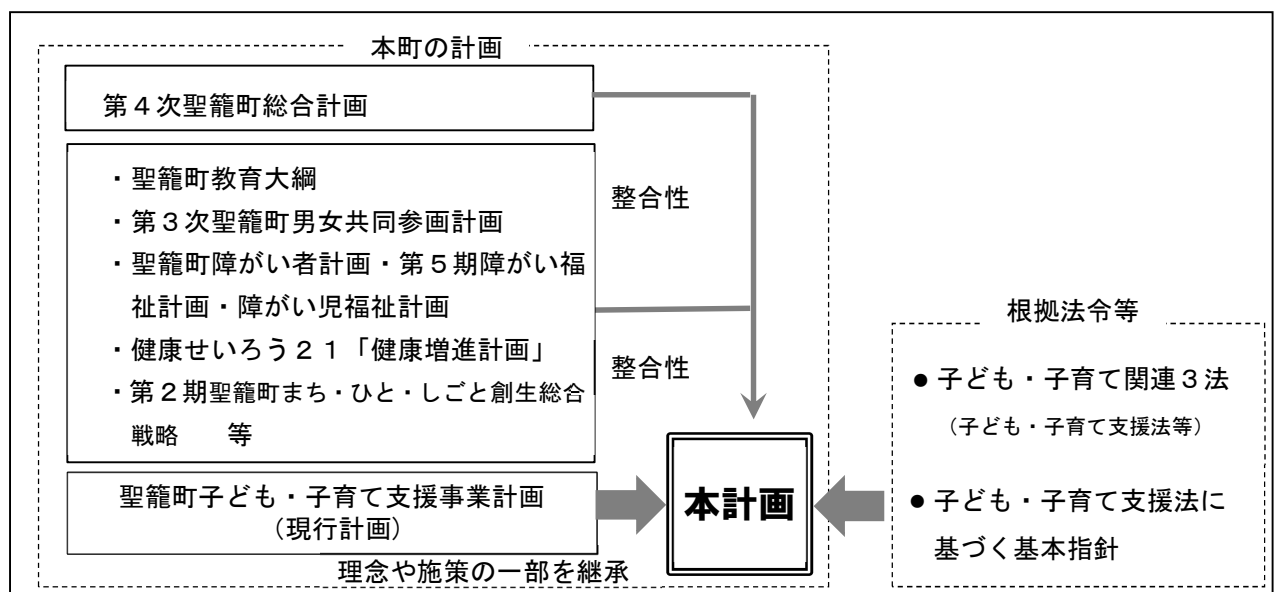
第二期聖籠町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。本町においては、より実効的な事業計画とするため、「聖籠町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～31年度）」を策定しましたが、令和元年度（平成31年度）末をもって終了することから、本町の現状と課題を再度、分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とした「第二期聖籠町子ども・子育て支援事業計画」により今後の子ども・子育て支援に関する個別計画として、本町における子ども・子育て支援事業を総合的に推進していきます。

■ 関連計画との整合性

本計画は、子ども・子育て支援施策に関わる総合的な指針となるとともに第4次聖籠町総合計画を最上位計画とし、聖籠町教育大綱、第3次聖籠町男女共同参画計画、聖籠町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康せいろう21「健康増進計画」及び第2期聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略等との整合性を図りつつ目的の達成を目指します。

なお、本町の最上位計画となる聖籠町総合計画は、第5次計画の策定を令和2年度に控えており、それにより必要に応じて本計画を見直すこととします。

【本計画の位置付け】

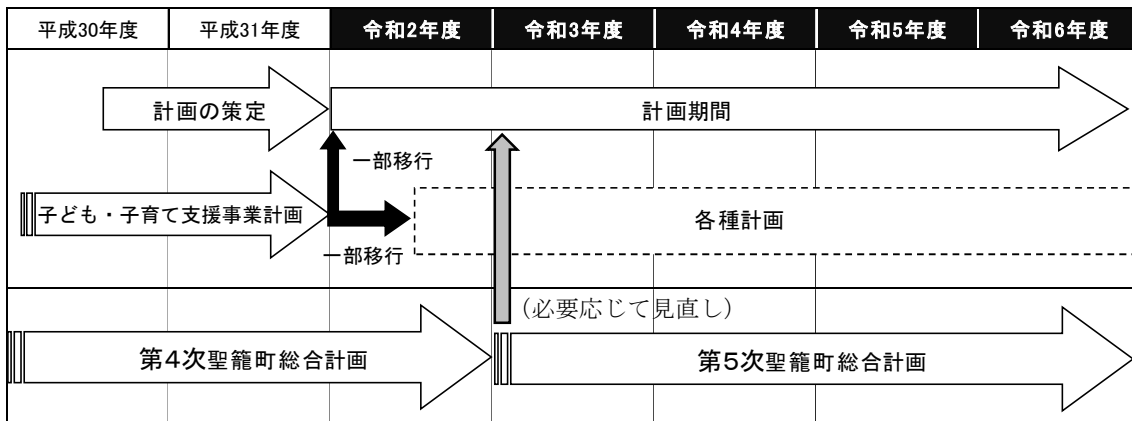


■ 計画の対象

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（子ども）すべてとその家庭を対象とします。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。



3 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

本町では、各施策を総合的かつ計画的に推進するため「聖籠町子ども・子育て会議」を設置し計画の審議を行いました。

(2) 町民意見の反映

① 町民ニーズ調査の実施

町民ニーズを把握するため、以下の二種類のアンケートを実施しました。

(結果の概要は第2章をご参照ください。)

ア) 聖籠町内在住の就学前（0歳～5歳）児童の世帯を対象としたアンケート

イ) 聖籠町内在住の小学生（1年生～4年生）児童の世帯を対象としたアンケート

② パブリックコメントの実施

本計画の内容について、町民等からの意見公募を行いました。

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1 人口・世帯の動向

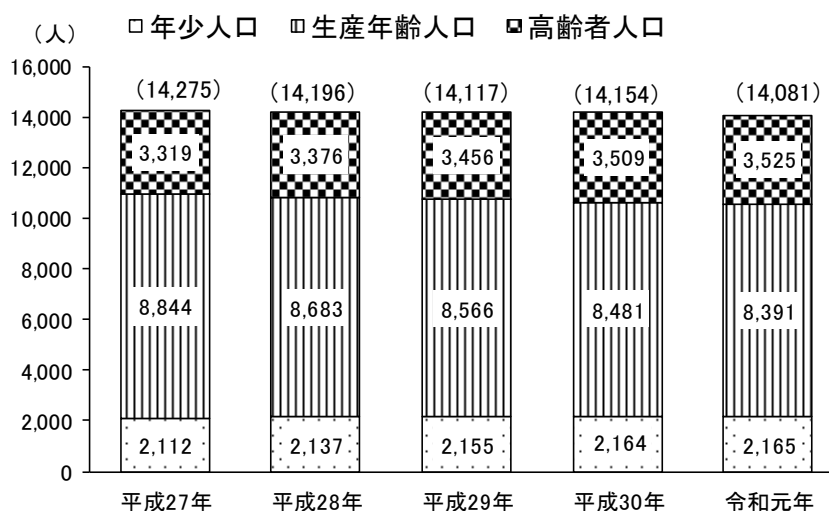
(1) 人口・世帯数

① 総人口

総人口は、平成27年からみると減少・増加を繰り返し、令和元年は14,081人となっています。また、年少人口(0～14歳)は、微増で推移しており、令和元年は2,165人、15.4%を占めています。

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	14,275	14,196	14,117	14,154	14,081
年少人口 (0～14歳)	2,112 (14.8%)	2,137 (15.1%)	2,155 (15.3%)	2,164 (15.3%)	2,165 (15.4%)
生産年齢人口 (15～64歳)	8,844 (62.0%)	8,683 (61.2%)	8,566 (60.7%)	8,481 (59.9%)	8,391 (59.6%)
高齢者人口 (65歳以上)	3,319 (23.3%)	3,376 (23.8%)	3,456 (24.5%)	3,509 (24.8%)	3,525 (25.0%)

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)
(令和元年は7月1日現在)



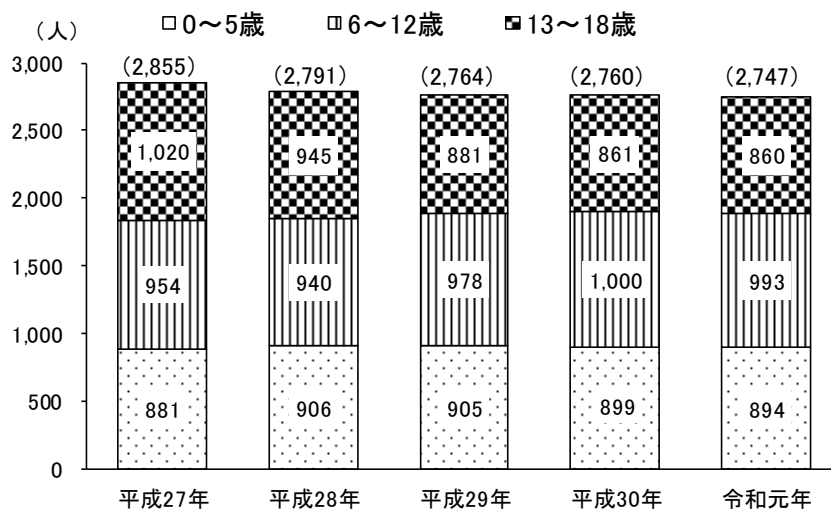
② 児童人口

児童人口は、0～5歳を平成28年からみると、横ばい傾向となっており、令和元年は894人となっております。

[児童人口の推移] (単位:人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0～5歳	881	906	905	899	894
6～12歳	954	940	978	1,000	993
13～18歳	1,020	945	881	861	860
合計	2,855	2,791	2,764	2,760	2,747

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)
(令和元年は7月1日現在)



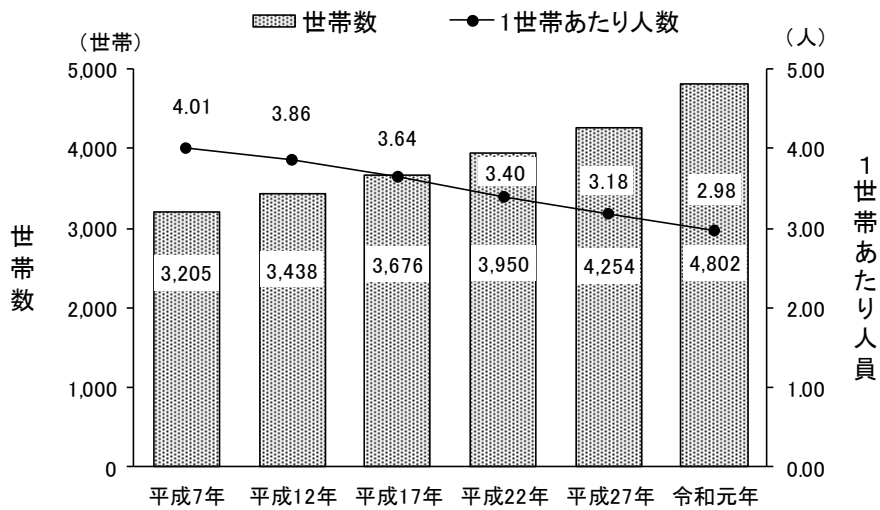
③ 世帯数

世帯数は、平成7年から増加傾向にあります。人口の増加に比べてその増加の伸びが大きいことから、1世帯あたりの人員数は減少しています。この要因としては、核家族化の進行などが背景にあると考えられます。

[世帯数の推移] (単位：世帯、人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
世帯数	3,205	3,438	3,676	3,950	4,254	4,802
1世帯あたり人数	4.01	3.86	3.64	3.40	3.18	2.98

資料：平成7年～27年は国勢調査
令和元年は聖籠町町民課(7月1日現在)



(2) 出生数・出生率

出生数は、平成 25 年以降減少・増加を繰り返し、平成 29 年には 133 人、合計特殊出生率は 1.84 となっています。

一般的に、*合計特殊出生率が 2.08 以下になると現在の人口を維持できないと言われています。本町の合計特殊出生率は一時的な増加は見られますが、全体としては減少傾向にあり、また人口を維持できると言われている 2.08 をも下回っています。このことから、本町でも少子化は進んでいることが伺えます。

[出生数・合計特殊出生率の推移]

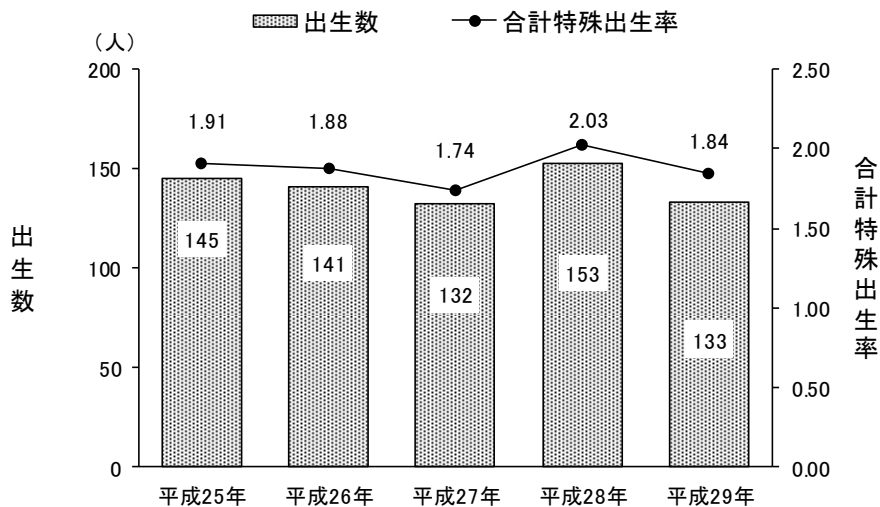
(単位：人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出生数	145	141	132	153	133
合計特殊出生率	1.91	1.88	1.74	2.03	1.84

資料：福祉保健年報(新潟県)

(参考)平成 29 年 合計特殊出生率

国	1.43
新潟県	1.41



※合計特殊出生率：各年の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

(3) 転入・転出

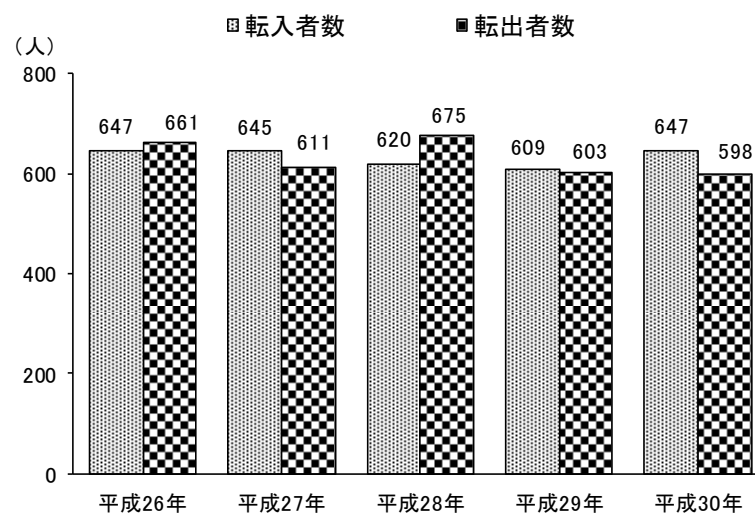
転入者数・転出者数とも、平成 26 年から減少・増加を繰り返し、転入者数は平成 30 年で 647 人、転出者数は 598 人となっており転入者数が転出者数を上回っています。

[転入者数・転出者数の推移]

(単位：人)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
転入者数	647	645	620	609	647
転出者数	661	611	675	603	598

資料：新潟県人口移動調査結果報告書(各年 10 月 1 日現在)



(4) 婚姻・離婚

婚姻件数は、平成25年から平成29年まで減少傾向となっています。一方、離婚件数は、平成25年から増加・減少を繰り返し、平成29年は25件となっています。

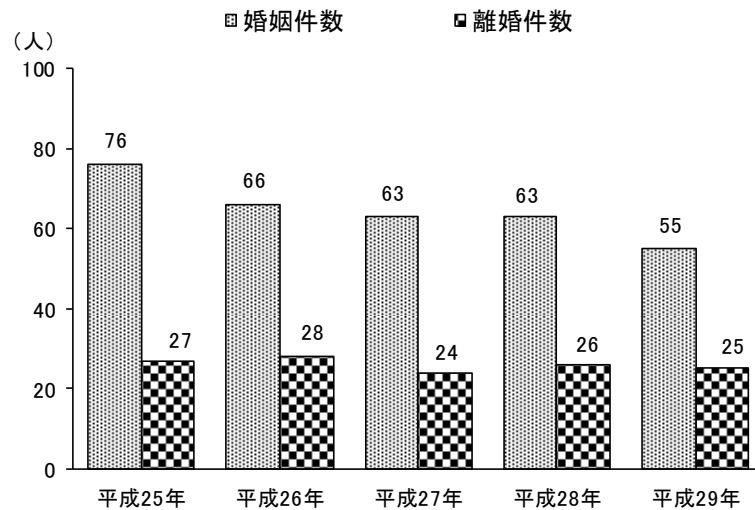
この背景には、若い人の結婚や子どもを持つことに対する価値観の変化、並びに就労状況の変化などが要因になっているものと考えられます。

[婚姻・離婚の推移]

(単位：人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
婚姻件数	76	66	63	63	55
離婚件数	27	28	24	26	25

資料：新潟県福祉健康年報



(5) 未婚者数

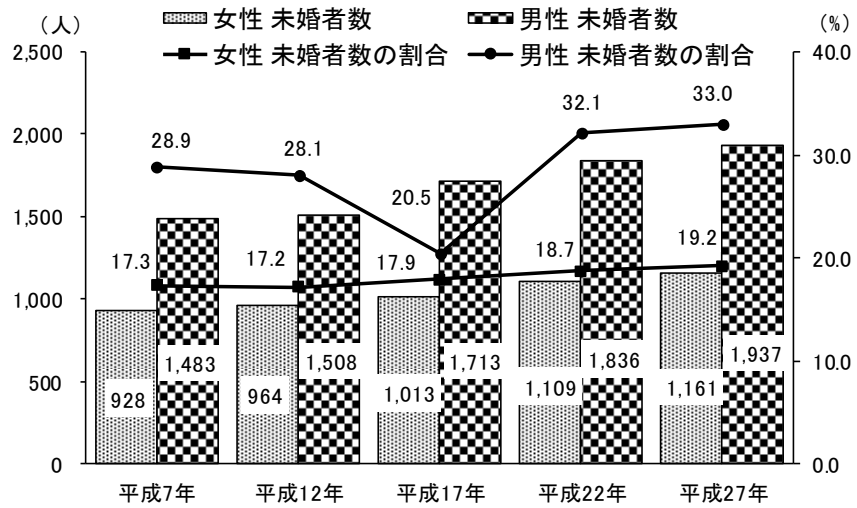
15歳以上の未婚者数は、男女とも増加傾向にあり、平成27年では女性が1,161人(19.2%)、男性が1,937人(33.0%)となっています。

[15歳以上の未婚者数の推移]

(単位：人、%)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
女性	未婚者数	928	964	1,013	1,109	1,161
	未婚者数の割合	17.3	17.2	17.9	18.7	19.2
男性	未婚者数	1,483	1,508	1,713	1,836	1,937
	未婚者数の割合	28.9	28.1	20.5	32.1	33.0

資料：国勢調査



2 産業構造の動向

(1) 就業者数

就業者総数は、平成7年以降は増加・減少を繰り返し、平成27年の就業者数は男女合わせて7,056人となっています。うち、女性就業者総数の割合は4割強を占め、平成27年の女性就業者総数は3,092人となっています。

産業別の就業者数の変化をみると、第三次産業の就業者数が増加していますが、特に、女性就業者数の増加が著しくなっています。

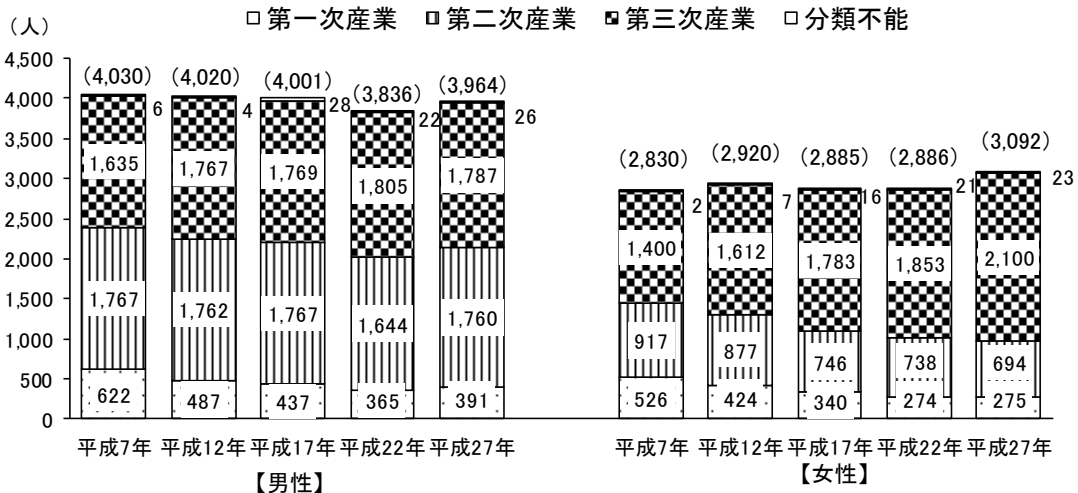
今後も、就業形態の多様化による、女性の就業状況の変化が予想されます。そのため、仕事と子育てを両立に向けた保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭に配慮した職場環境の整備、さらには、男女が協力して家事・育児を行うこと、男性の家事・育児への参加を促進することなどが必要となります。

[産業別就業者数の推移]

(単位:人)

区分	平成7年			平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
第一次産業	1,148	622	526	911	487	424	777	437	340	639	365	274	666	391	275
第二次産業	2,684	1,767	917	2,644	1,762	877	2,513	1,767	746	2,382	1,644	738	2,454	1,760	694
第三次産業	3,035	1,635	1,400	3,374	1,767	1,612	3,552	1,769	1,783	3,658	1,805	1,853	3,887	1,787	2,100
分類不能	8	6	2	11	4	7	44	28	16	43	22	21	49	26	23
合計	6,875	4,030	2,830	6,940	4,020	2,920	6,886	4,001	2,885	6,722	3,836	2,886	7,056	3,964	3,092

資料:国勢調査

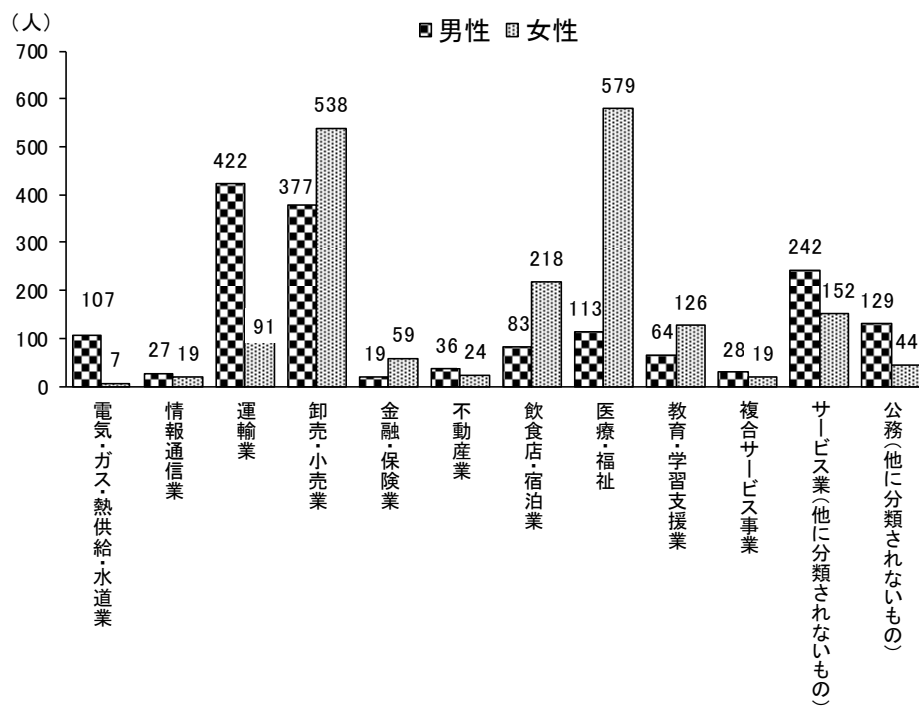


[第三次産業就業者数の内訳(平成 27 年)]

(単位:人)

区 分	男性	女性
電気・ガス・熱供給・水道業	107	7
情報通信業	27	19
運輸業	422	91
卸売・小売業	377	538
金融・保険業	19	59
不動産業	36	24
飲食店・宿泊業	83	218
医療・福祉	113	579
教育・学習支援業	64	126
複合サービス事業	28	19
サービス業(他に分類されないもの)	242	152
公務(他に分類されないもの)	129	44
計	1,647	1,876

資料:国勢調査



3 家族の動向

(1) 世帯構成

世帯構成は、平成7年以降、世帯総数は増加傾向にあり、平成27年は4,394世帯となっています。中でも核家族世帯の増加が多くなっています。一方、1世帯あたりの親族人員は減少傾向にあり、平成27年は3.18人となっています。

核家族世帯の変化についてみると、「夫婦のみ世帯」、「夫婦、子ども世帯」の増加が大きくなっています。また、世帯数は少ないものの「母子世帯」、「父子世帯」も微増しています。

核家族化の進行により、育児に関する知識や協力を得られにくいことや、地域のつながりの希薄化などへとつながることが考えられます。そして、これによって親の育児不安やストレスの増加、さらには親の引きこもりにつながるものと懸念されています。

今後は、保育サービスを充実させるだけでなく、育児に不安を持つ親とサポートする体制等の充実や、男性の子育て参加を促進することなどが必要となっています。

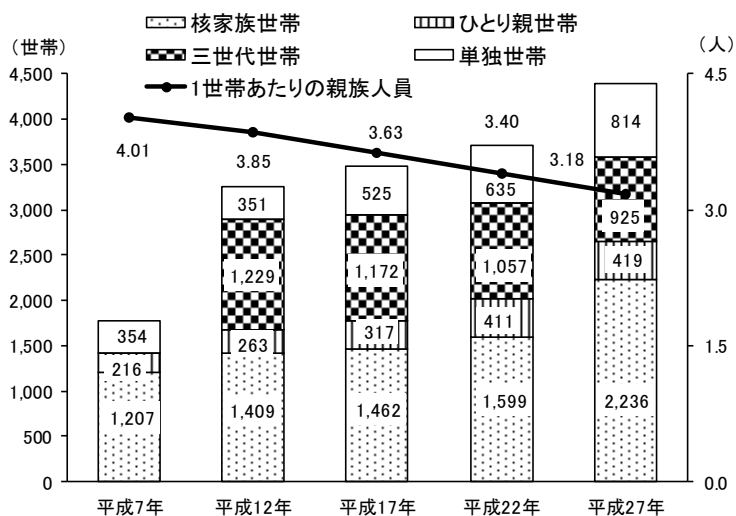
また、増加する母子・父子世帯へのサポートの充実も必要となります。

[世帯構成の推移]

(単位:世帯、人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
核家族世帯	1,207	1,409	1,462	1,599	2,236
ひとり親世帯	216	263	317	411	419
三世代世帯	統計なし	1,229	1,172	1,057	925
単独世帯	354	351	525	635	814
1世帯あたりの親族人員	4.01	3.85	3.63	3.40	3.18

資料:国勢調査

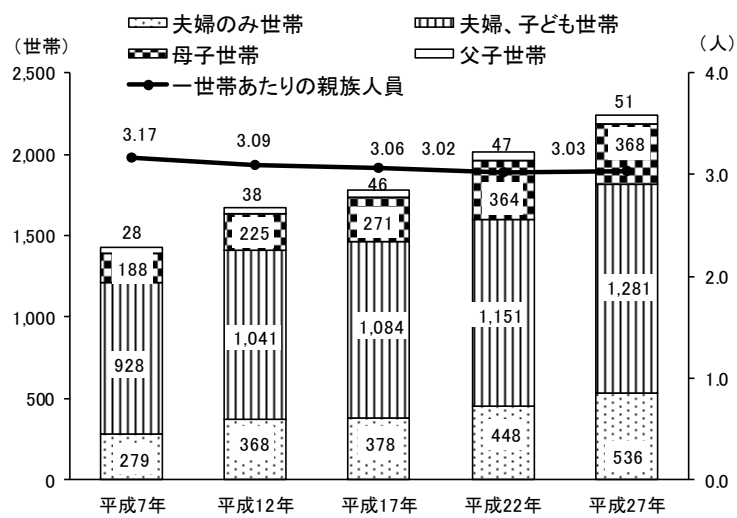


[核家族世帯の推移]

(単位:世帯、人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
夫婦のみ世帯	279	368	378	448	536
夫婦、子ども世帯	928	1,041	1,084	1,151	1,281
母子世帯	188	225	271	364	368
父子世帯	28	38	46	47	51
一世帯あたりの親族人員	3.17	3.09	3.06	3.02	3.03

資料:国勢調査

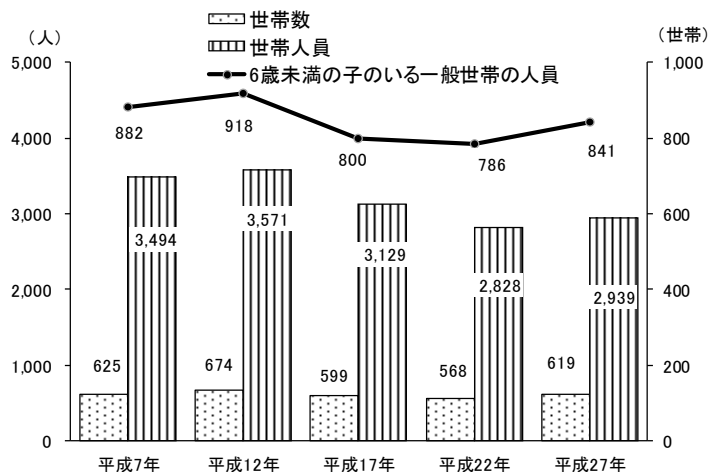


[6歳未満の子のいる一般世帯の推移]

(単位:世帯、人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	625	674	599	568	619
世帯人員	3,494	3,571	3,129	2,828	2,939
6歳未満の子のいる一般世帯の人員	882	918	800	786	841

資料:国勢調査

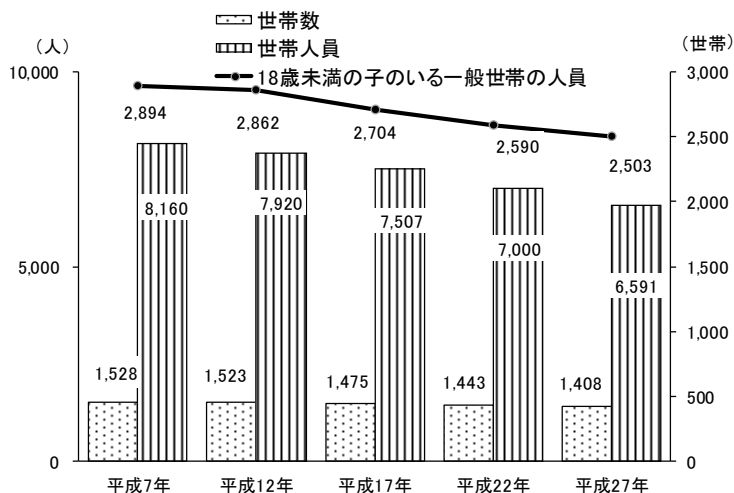


[18歳未満の子のいる一般世帯の推移]

(単位:世帯、人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	1,528	1,523	1,475	1,443	1,408
世帯人員	8,160	7,920	7,507	7,000	6,591
18歳未満の子のいる一般世帯の人員	2,894	2,862	2,704	2,590	2,503

資料:国勢調査



(2) 就業状況

① 従業地の状況

就業者の従業地についてみると、男女とも「自宅」で従業する人が減少し、平成27年は、男性で12.3%、女性で11.4%となっています。

従業地の割合では、「自宅外自町」が横ばいに推移し、平成27年は、男性で35.7%、女性36.1%となっています。「県内他市町村」が平成17年度から比較すると平成22年以降は増加傾向にあります。

従業地の拡大等により帰宅時間が遅くなっていることが想定され、それにより、保育サービスの利用時間の延長を希望する方が増加しているものと考えられます。

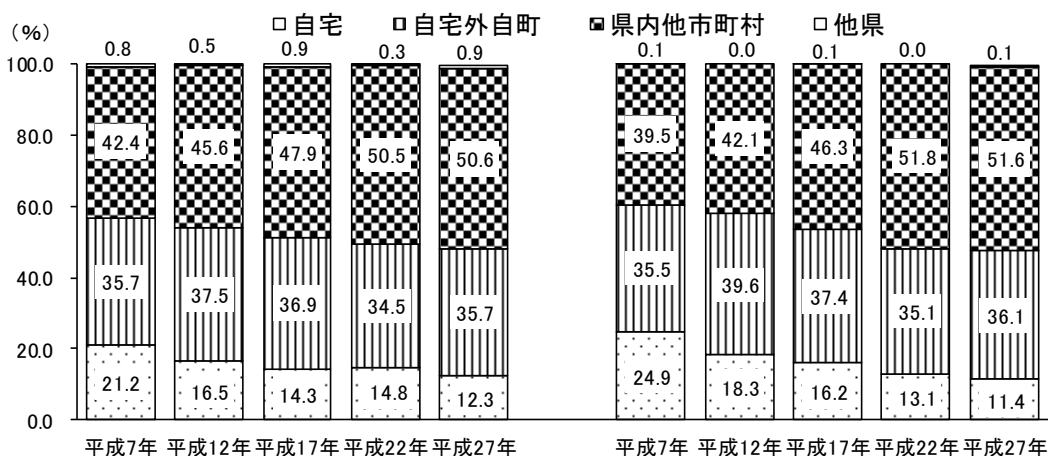
したがって、今後は、さらに保育時間の拡大などの保育サービスの充実の検討が必要になります。

[従業地割合の推移]

(単位:%)

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
自宅	21.2	24.9	16.5	18.3	14.3	16.2	14.8	13.1	12.3	11.4
自宅外自町	35.7	35.5	37.5	39.6	36.9	37.4	34.5	35.1	35.7	36.1
県内他市町村	42.4	39.5	45.6	42.1	47.9	46.3	50.5	51.8	50.6	51.6
他県	0.8	0.1	0.5	0.0	0.9	0.1	0.3	0.0	0.9	0.1

資料: 国勢調査



② 女性就業者の状況

平成 27 年の女性就業者の状況についてみると、20～39 歳までの女性就業者 1,087 人のうち、81.0% (880 人) の方が「主に仕事」(フルタイム就業) となっています。

[女性就業者の状況(平成 27 年)] (単位:人)

年齢区分	総数	総数	就業者				完全失業者	その他
			主に仕事	家事のほか仕事	通学の傍ら仕事	休業者		
15～19 歳	376	39	23	1	15	0	3	3
20～24 歳	298	189	172	8	7	2	13	2
25～29 歳	355	269	219	40	1	9	23	2
30～34 歳	419	313	240	61	0	12	12	6
35～39 歳	430	316	249	63	0	4	14	5
40～44 歳	452	374	284	85	0	5	9	3
45～49 歳	398	331	241	85	0	5	5	3
50～54 歳	368	307	228	76	0	3	2	2
55～59 歳	432	327	247	78	0	2	4	13
60 歳以上	2,527	627	375	242	0	10	11	1,184

資料: 国勢調査

平成7年から平成27年の20～39歳までの女性就業者の就業形態の割合についてみると、「主に仕事」（フルタイム就業）については、特に20～29歳の割合が大きく減少していますが、平成17年以降は増加傾向にあります。

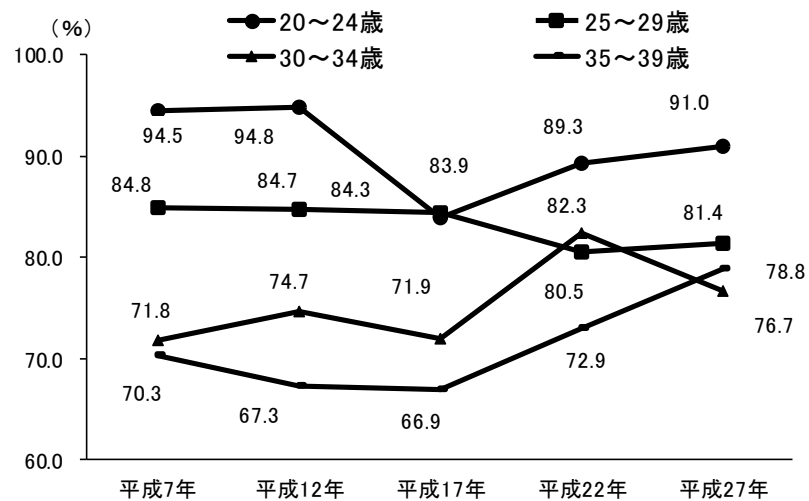
一方、「家事のほかに仕事」（フルタイム就業等）の割合については、増加しております。

[20歳～39歳までの「主に仕事」の女性就業者の割合の推移]

(単位:%)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
20～24歳	94.5	94.8	83.9	89.3	91.0
25～29歳	84.8	84.7	84.3	80.5	81.4
30～34歳	71.8	74.7	71.9	82.3	76.7
35～39歳	70.3	67.3	66.9	72.9	78.8

資料:国勢調査

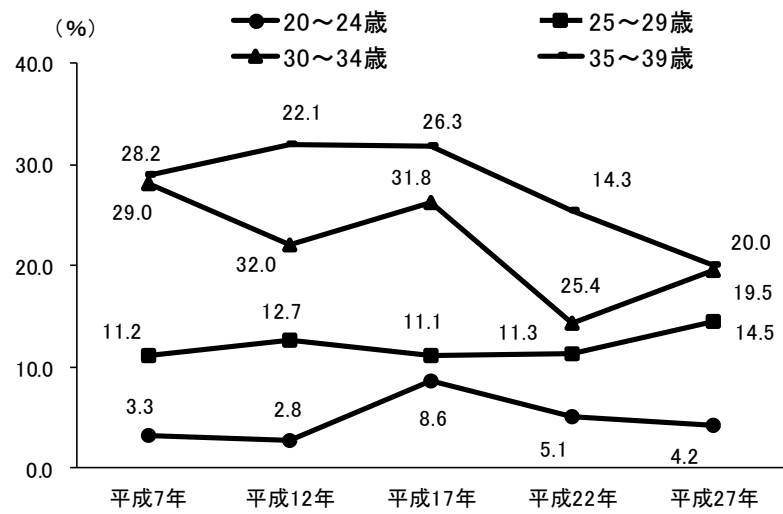


[20歳～39歳までの「家事のほか仕事」の女性就業者の割合の推移]

(単位:%)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
20～24歳	3.3	2.8	8.6	5.1	4.2
25～29歳	11.2	12.7	11.1	11.3	14.5
30～34歳	28.2	22.1	26.3	14.3	19.5
35～39歳	29.0	32.0	31.8	25.4	20.0

資料:国勢調査



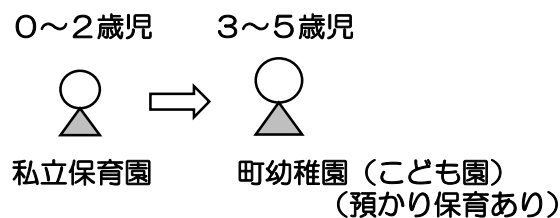
4 保育サービス等の提供状況

(1) 就学前児童での子育てシステム

本町の就学前児童に対する基本的な子育てシステムは「0～2歳児は私立保育園」で「3～5歳児は町立幼稚園（こども園）」で保育を行い、幼稚園の教育標準時間での利用料を無償として保護者の経済的負担の軽減化を図ってきました。

町立幼稚園では、幼稚園体制を基本に保育園機能を付加し対応を行っています。

また、私立保育園では、増加する保育ニーズに対応するため増築や認可定員数の増を実施してきました。



(1) - 1 保育園の状況

① 保育園の概要

令和元年5月1日現在、4箇所の私立認可保育園と1箇所の企業主導型保育園があります。

[保育園の概要]					
種別	保育園名	設立年月日	規模 (延床面積㎡)	保育曜日	保育時間
認可保育園	聖籠こども園	H9年4月	1345.0㎡	月～土	7:00～19:00
	聖籠はじめ保育園	H12年4月	448.8㎡	月～土	7:00～19:00
	まごころ保育園せいらう	H21年11月	365.19㎡	月～土	7:00～19:00
	まごころ保育園ひがしこう	H23年4月	972.79㎡	月～土	7:00～19:00
企業主導型	さくらんぼちびっ子保育園	H31年4月	167.86㎡	月～土	7:00～19:00

② 園児の状況

令和元年5月1日現在の保育園入園児童数は次のとおりです。

[保育園の入所園児数]						(単位:人、%)	
保育園名	園児数					定員 (人)	入園率 (%)
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 以上	計		
聖籠こども園	12	35	36	1	84	100	84.0
聖籠はじめ保育園	4	13	12	0	29	36	80.6
まごころ保育園せいらう	5	11	13	0	29	36	80.6
まごころ保育園ひがしこう	7	42	65	0	114	140	81.4
さくらんぼちびっ子保育園	0	4	0	0	4	18	22.2
よろこび保育園(広域入所)	0	1	0	0	1	新発田市	
はるにれ保育園(広域入所)	1	0	0	0	1		
合計	29	106	126	1	262	330	79.4

※平成17年3月より3歳以上は原則こども園(幼稚園)に入園しています。

③ 園児数の推移

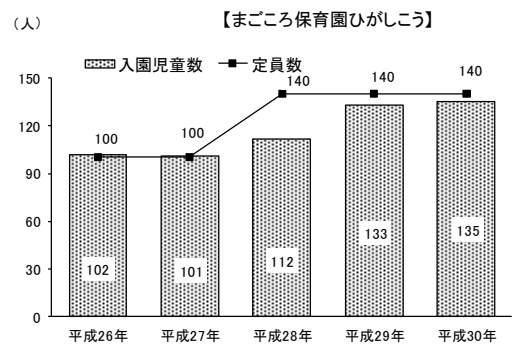
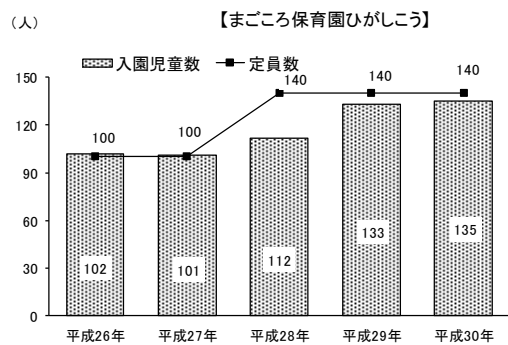
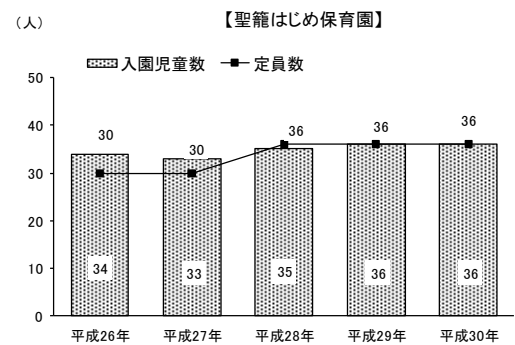
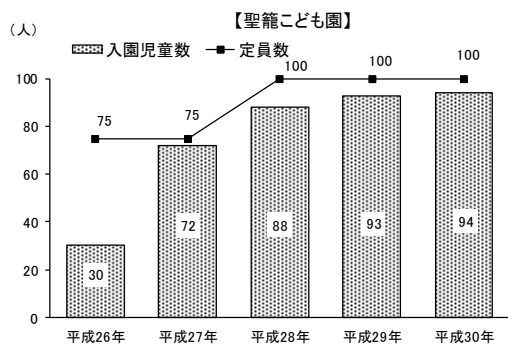
入園児童数の推移は増加傾向となっています。

[園児数の推移]

(単位:人)

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
聖籠こども園	入園児童数	30	72	88	93	94
	定員数	75	75	100	100	100
聖籠はじめ保育園	入園児童数	34	33	35	36	36
	定員数	30	30	36	36	36
まごころ保育園 せいらう	入園児童数	33	36	34	35	33
	定員数	30	30	36	36	36
まごころ保育園 ひがしこう	入園児童数	102	101	112	133	135
	定員数	100	100	140	140	140
広域入所	入園児童数	0	0	0	1	5

※(各年3月1日現在)



④ 延長保育事業の状況

延長保育の実施状況は次のとおりです。

[延長保育事業の実施内容]	
保育園名	実施内容
聖籠こども園	7:00～8:00、16:00～19:00
聖籠はじめ保育園	7:00～8:00、16:00～19:00
まごころ保育園せいらう	7:00～8:00、16:00～19:00
まごころ保育園ひがしこう	7:00～8:00、16:00～19:00

延長保育は、すべての保育園で実施しており、保育の延長時間は上記のとおりとなっています。

また、延長保育利用料は下記のとおりです。

[令和元年度 延長保育利用料]	
延長保育料	
100 円 /	30 分

[平成 30 年度 延長保育月別利用園児数]											(単位:人)	
保育園名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
聖籠こども園	18	24	27	22	27	22	26	29	31	32	28	28
聖籠はじめ保育園	7	6	7	7	8	8	9	7	11	7	10	10
まごころ保育園せいらう	7	10	6	8	7	5	7	8	7	4	10	5
まごころ保育園ひがしこう	25	28	33	36	35	31	31	34	36	37	39	39
計	57	68	73	73	77	66	73	78	85	80	87	82

(1) - 2 幼稚園の状況

① 幼稚園の概要

令和元年5月1日現在、3箇所の町立幼稚園(こども園)があります。

[幼稚園の概要]					
幼稚園名	設立年月日	規模 (延床面積㎡)	学級数	通園児数	保育曜日
蓮野こども園	S43年4月	1,964㎡	7学級	127人	月～金
蓮渦こども園	S44年4月	1,972㎡	7学級	176人	月～金
亀代こども園	S46年4月	2,155㎡	7学級	159人	月～金

② 園児の状況

令和元年5月1日現在の園児数は下記のとおりです。

[幼稚園の入園園児数]					(単位:人)
幼稚園名	園児数				
	3歳児	4歳児	5歳児	計	
蓮野こども園	45	40	42	127	
蓮渦こども園	57	56	63	176	
亀代こども園	47	54	58	159	

※ 希望者には延長保育も実施しています。

[幼稚園の保育時間]			
幼稚園名	早朝保育	通常保育	延長保育
蓮野こども園	7:30 ~ 8:30	8:30 ~ 15:00	15:00 ~ 19:00
蓮渦こども園	7:30 ~ 8:30	8:30 ~ 15:00	15:00 ~ 19:00
亀代こども園	7:30 ~ 8:30	8:30 ~ 15:00	15:00 ~ 19:00

③ 園児数の推移

幼稚園における園児数の推移は、下記のとおりです。

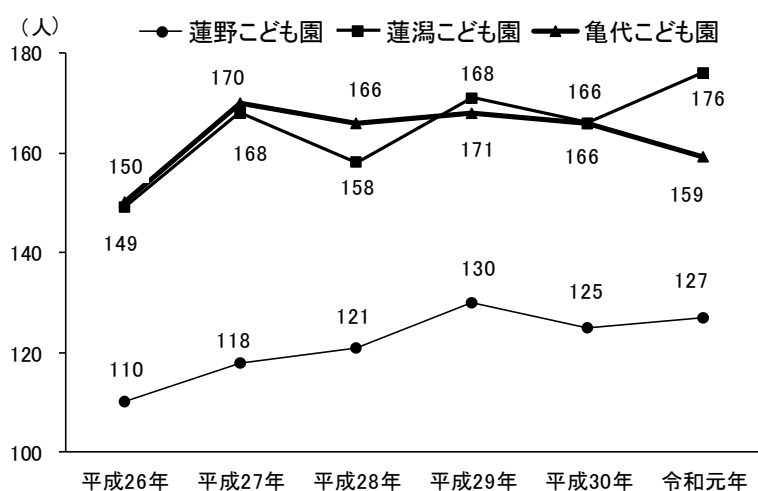
園児の全体数は平成 27 年に増加し、平成 28 年以降は横ばいで推移しています。

[幼稚園の園児数の推移]

(単位:人)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
蓮野こども園	110	118	121	130	125	127
蓮漣こども園	149	168	158	171	166	176
亀代こども園	150	170	166	168	166	159

資料:子ども教育課(各年 5 月 1 日現在)



[幼稚園の保育時間]

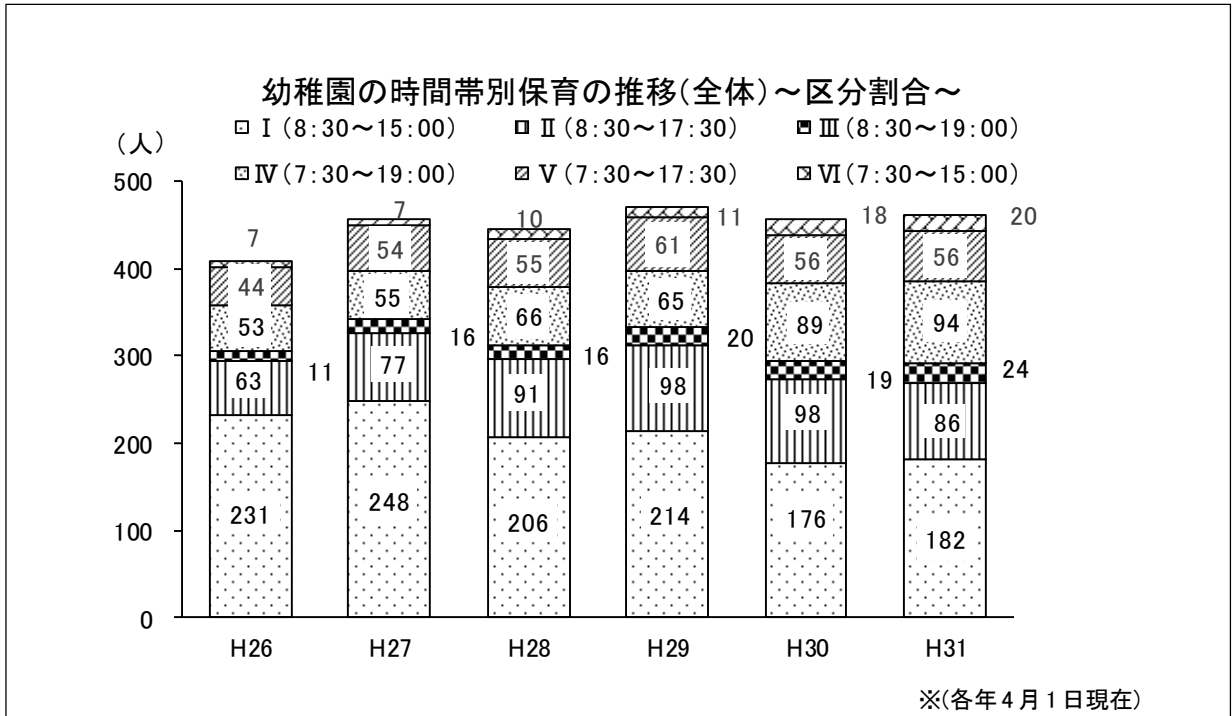
(単位:円)

区 分	通常保育 8:30 ~ 15:00	早朝保育 7:30 ~ 8:30	延長保育		休業日保育
			15:00 ~ 17:30	15:00 ~ 19:00	
保育料 (月額)	0	500	1,000	2,000	時間によって 異なる

(利用形態により通常保育に加え早朝保育や延長保育を組合せ)

④ 保育形態による利用状況（預かり保育の利用）

通常保育「8:30～15:00」の利用数が減少する傾向である一方、預かり保育利用数が増加しており、利用区分として「8:30～17:30」のほか、最大利用可能時間帯となる「7:30～19:00」での利用が増加している。



(2) 特別保育の状況（保育園）

病気やけが・冠婚葬祭など、やむを得ず家庭での保育が困難となった際の一時預かり保育の利用は増加傾向となっています。

低年齢児保育（0～2歳児）の利用は、乳児、未満児の特別保育の全体の利用人数は平成29年に298人と平成28年の269人から増加し、以後横ばいで推移しています。年齢別で見ると0歳児が平成29年で増加しています。

障がい児保育は、児童の状況に応じ受入れています。

[一時預かり保育延べ利用状況]

(単位:人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
聖籠こども園で実施	272	329	370

[低年齢児保育利用状況 乳児・未満児数]

(単位:人)

区 分	0 歳 児			1 歳 児			2 歳 児			計		
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
聖籠こども園	22	28	26	29	31	31	37	34	36	88	93	93
聖籠はじめ保育園	10	12	12	12	12	12	13	12	12	35	36	36
まごころ保育園 せいらう	8	12	10	12	12	12	14	11	11	34	35	33
まごころ保育園 ひがしこう	29	45	27	39	38	61	44	50	47	112	133	135
広域入所	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	1	4
計	69	97	77	92	94	116	108	107	108	269	298	301

※(各年3月1日現在)

[障がい児保育受入状況]

(単位:人)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
聖籠こども園	1	1	0	0	1
聖籠はじめ保育園	0	0	0	0	0
まごころ保育園せいらう	0	0	0	0	0
まごころ保育園ひがしこう	0	0	0	0	1
計	1	1	0	0	2

※(各年3月1日現在)

(3) 母子保健の現状

① 出生

出生数は増加傾向となっています。

本町の特徴としては、24歳以下と若くして出産する人が多いことや、県平均と比べ第3子以上を出産することが多いことがあり、県全体に比べやや高く推移しています。合計特殊出生率は県・国平均と比較すると高い値にはなっていますが、全体的には減少傾向にあります。人口を維持できると言われている2.08を下回っていることから、本町でも少子化は進んでいることが伺えます。

[聖籠町の出生数と出生率、合計特殊出生率]

(単位:人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
出生数(人)	145	141	132	153	133	
合計特殊出生率	聖籠町	1.91	1.88	1.74	2.03	1.84
	新潟県	1.44	1.43	1.44	1.43	1.41
	全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料:福祉保健年報(新潟県)

[母親の年齢別出生数の推移]

(単位:人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年
総数	132	153	133
15~19歳	2	3	2
20~24歳	17	20	22
25~29歳	41	46	40
30~34歳	47	51	48
35~39歳	21	28	18
40~44歳	4	5	3

資料:福祉保健年報(新潟県)

[全出産のうち 24歳までに出生する人の割合]

年次	聖籠町	新潟県
平成25年	21.4	9.9
平成26年	19.9	9.4
平成27年	14.4	8.7
平成28年	15.0	9.5
平成29年	18.0	9.1

[全出産のうち 第3子以上に占める割合]

年次	聖籠町	新潟県
平成25年	24.8	16.5
平成26年	22.7	16.7
平成27年	15.2	16.5
平成28年	19.6	16.6
平成29年	18.0	17.2

② 母子保健事業からみえる現状

1 乳幼児健診の状況

乳幼児健康診査の目的は、すべての子どもが身体的、精神的及び社会的に最適な成長発達を遂げることを助けることです。成長過程で起こる問題や課題に早期に対応することだけでなく、これからの長い人生を健やかに過ごすための健康管理のスタートでもあります。

乳幼児健診の「要経過観察」は、運動発達異常が8割で、その多くが体験不足等の環境要因です。1歳6か月児の「要経過観察」は、精神発達障害が8割（主にことばの遅れ）で、次に多動傾向。体験不足・発散不足の環境要因もありますが、その児の特性であると思われるケースもあります。

子どもたちは、乳幼児健康診査や園・学校等で定期的に健康診断・身体計測をしていますが、小学校になると肥満傾向の子どもの割合が高くなります。また、極度のやせや重度の肥満等、人数は少なくても両極の子どもたちがいるということが課題になります。

■乳幼児健康診査（平成24～28年度 合計） (単位：%)

区分	問題なし	要精密	要経過観察	要治療
乳児	78.7	1.0	18.3	2.4
1歳6か月児	68.9	0.5	22.7	3.3
3歳児	84.5	0.3	10.7	2.2

資料：保健福祉課

■乳幼児健康診査・身体計測等の結果 (単位：%)

区分	乳児 (4・7か月)		1歳 6か月児		3歳児		こども園児		小学生		中学生		
	肥満	やせ	肥満	やせ	肥満	やせ	肥満	やせ	肥満	やせ	肥満	やせ	
平成 27年度	町	6.1	0.7	2.9	0.6	5.8	0.0	4.6	0.9	7.6		7.6	
	県	2.8	2.6	4.4	0.7	3.9	0.6	4.6	1.2	7.3		7.7	
平成 28年度	町	6.6	0.9	1.5	0.0	2.5	0.0	5.4	1.8	7.8		5.3	
	県	3.5	2.9	4.2	0.7	3.6	0.7	4.4	1.3				

*肥満のめやすは、乳児はカウプ指数20以上、1歳6か月児～こども園児は肥満度15%以上、小中学生は肥満度20%以上。

資料：保健福祉課

新潟県小児肥満等発育調査報告書
聖籠町学校保健安全等統計資料集

2 母子保健事業からみえる現状

2か月児訪問や転入児訪問、各乳幼児健診などの各母子保健事業を通して、町民の暮らし、健康に関する意識等を聴きとりまとめ、町民へ返す機会を設けるなど、他保健事業に反映させています。

区分	聖籠町民の声
妊娠期	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠が分かって「嬉しい」「びっくりした」「戸惑った」 ・仕事があるので、育児休暇をこれから相談。 ・初めての出産で、何を準備したらいいの？ ・今から上の子の赤ちゃん返りが大変、抱っこをせがまれる。「赤ちゃんの話しないで」と。 ・パパや家族に協力してもらうには？ ・食事は妊娠期だけでなく、こどもの食事にも大切。
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・1人目で何が正常か異常か分からなくて心配。 ・パパが協力的。オムツも替えてくれる。 ・1人目は些細なことも悩んだけど、今はゆとりがあって泣いていてもかわいい！ ・うつぶせ運動…怖くてなかなかできない。 ・夜泣きがひどくて寝てくれない。
幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・指さしが始まって、ごによごによしゃべり始めた。 ・ことばが遅いみたい、大丈夫かな。 ・どうやって遊べばいいのかわからない。 ・すっごく怒った後、後悔することも…。 ・DVD 見てるときだけ、静かにしてくれる。 ・昔の手遊びや歌。いつの時代も喜ぶんだね！ ・平日は保育園。休みも色々しなきゃで、じっくり子どもとか関わっていないかも
地域の声 (保健推進員 研修から)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての方法や環境が変わった！？離乳食もレトルトが豊富で便利。 ・パパの姿が変わった！参観日や子育て、家事にも協力的。 ・保育園が増えたね。祖父母が同居していても、まだ現役で働いてるもの。 ・<u>子育てと介護が重なる時代。</u> (晩婚化や要介護状態の長期化などから)介護も長くなった。

区分	聖籠町民の声
<p>地域の声 (保健推進員 研修から)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分も昔はこんなことに悩んでいたなー。 ・<u>今も昔も悩みは一緒なんだね。</u>でも昔は地域で子どもを見守ってきた。今は個人的。 ・自分の頃は人に頼って、助けてもらいながら子育てをした。 ・悩みはたくさんあったけど、“おしゃべり”で解決してきた！ ・集落の行事で、親同士、子どもの年齢も関係なくつながりあえた！！ ・最近町外からの転入が増えたね。 ・相談する人がいなければ、育児書が頼りだしその通りにならなくて悩んでしまうのかな。 ・育児に積極的なパパも多く、<u>子育ては母だけではない。</u>父親が参加しやすいものも必要なのかも。 ・まずは子育てを一緒にしている夫としっかり話をすることが大事。 ・外で遊ぶ子が減った。 ・サポーターで学校に入っているよ。おばあちゃん世代の私たちが行くと、子ども達が甘える姿も ・退職したら、私もボランティアしたい！ ・子どもたちの自己肯定感を育てたい。ほめ上手になる！ ・隣組で親睦会を開いたよ。転入家庭もたくさん参加！ ・<u>ちょっとしたことでも、地域の子どもたちの姿を気にかける、見守る意識が必要だね！</u>

(4) 小学校・中学校の状況

令和元年5月1日現在の状況は、小学生が857人、中学生408人となっています。
児童数は増加傾向であり、中学生は平成28年から横ばいで推移しています。

[小学校・中学校の推移]											(単位:学校、学級、人)	
区 分	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年			
	学級数	児童 ・生徒数	学級数	児童 ・生徒数	学級数	児童 ・生徒数	学級数	児童 ・生徒数	学級数	児童 ・生徒数		
小学校	37	805	40	830	39	825	41	856	43	857		
中学校	16	413	15	400	16	399	16	397	16	408		

資料:子ども教育課(各年5月1日現在)

(5) 地域における子育て支援事業利用状況

保育園等への入園児童が増えたことに伴い、利用傾向は年々減少しています。

[「すくすくサロンさくらんぼ」延べ利用者数]						(単位:人)
区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
延べ利用者数	2,475	2,336	1,876	1,414	1,435	

資料:子ども教育課

(6) 地域における健全育成の推進

近年、住宅事情や交通事情の変化等により、子どもが安全に遊べる場所の確保が重要となっています。

このため次のような施設整備等を行っています。

① 児童館の利用状況

児童館が1箇所あり、子育てサークルをはじめ、小・中・高校生の交流も盛んに行われ、健全育成の一躍を担っています。

[児童館の利用状況](延べ利用者数)					(単位:人)
区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
亀塚児童館	9,556	9,431	10,194	9,078	9,822

② 児童遊園及び子どもの活動拠点

整備状況は次のとおりです。

[児童遊園及び子どもの活動拠点]		
	施設	箇所数
児童更生施設	児童館	1 箇所
	児童クラブ	3 箇所
	児童遊園・広場	30 箇所
文教施設等	町民会館	1 箇所
	図書館	1 箇所
	多目的屋内運動場	3 箇所
	多目的屋外運動広場	1 箇所
	町営野球場	2 箇所
	町営テニスコート	2 箇所
	体育館	1 箇所

平成 31 年 4 月 1 日現在

(7) 放課後児童対策事業（学童保育）の状況

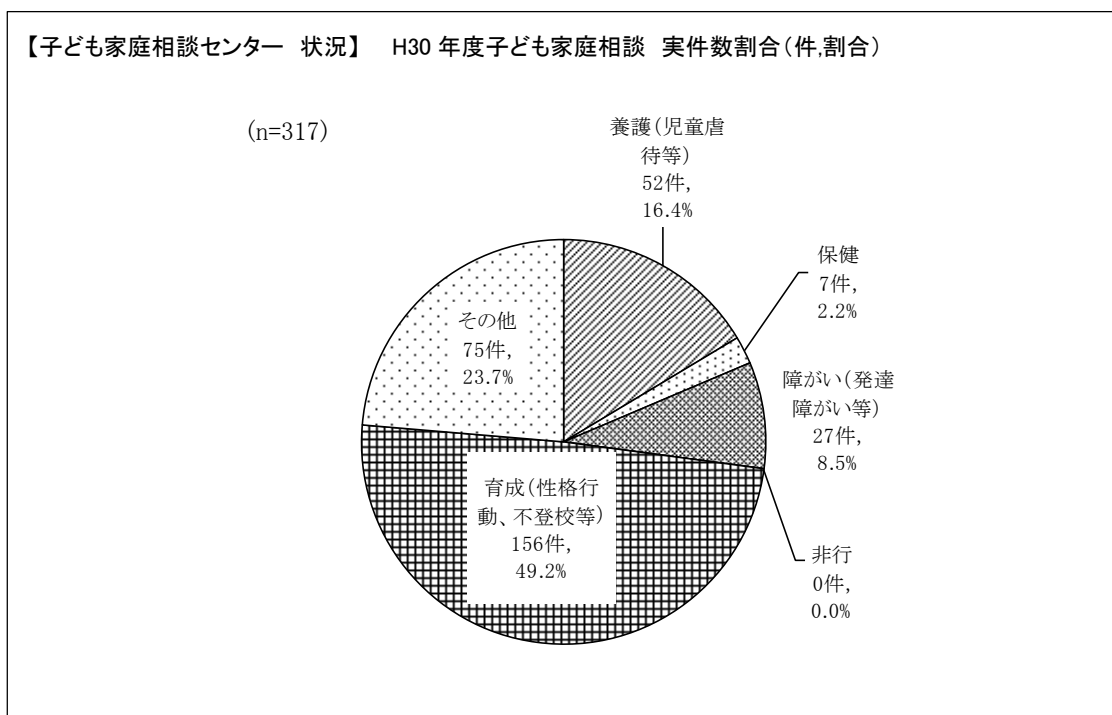
学童保育は放課後児童クラブが小学校ごとに各1箇所ずつ小学校に近隣接した独立施設として整備され、計3箇所で運営しています。平成27年から延べ利用者数は増加・減少を繰り返し増加傾向となっています。

地域の児童数と世帯状況の変化を見据えながら、放課後の子どもの居場所づくりと就労支援に対する取り組みをさらに推進していくことが必要と考えられます。

[学童保育利用状況]		(単位:箇所、人)				
区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
施設数	3	3	3	3	3	
登録児数(月平均)	106	128	125	113	126	
延べ利用者数	20,317	24,919	24,433	23,697	25,952	

(8) 子ども家庭相談センター事業の状況

本町の18歳未満の子ども及びその家族を対象に、子ども家庭相談センターとして子ども及び家庭に関する総合的な相談業務を平成26年度から行っており、それにあたっては、現在、相談員として子どもソーシャルワーカーを各学校単位で1名ずつ配置し児童相談所や学校と連携しています。また、相談内容は、「育成（性格行動、不登校等）」のほか、近年は「養護（児童虐待等）」が多くなっています。



(9) 支援を必要とする子どもや家庭への助成等状況

本町では、次のとおり支援事業を行っています。

[子どもや家庭への支援事業]		令和元年5月1日現在
支援名称	支援の対象内容	
妊産婦医療費助成	妊婦・産婦がかかった医療費の一部を助成します。	
子ども医療費助成	出生から高校卒業年度の3月31日まで、医療費の一部を助成します。	
ひとり親家庭等医療費助成	対象となる世帯へ医療費の一部を助成します。	
児童手当	児童手当は中学校修了前の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)を監護し、かつ、これと生計を同じくしている方に支給されます。	
児童扶養手当	対象となる世帯へ手当を支給します。	
特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障がいをもつ20歳未満の児童を監護する父又は母に支給されます。(父母が監護できないときは、父母に代わりその児童を養育している人に支給されます。)	
健やか子育て誕生祝金	出産した方又は親権者に誕生祝金を支給します。 支給額 ・第1子～第3子 50,000円 ・第4子以上 100,000円	
健やか子育て支援金	第4子以上で義務教育就学前の乳幼児を養育する親権者に支給します。 支給額 (月額) 5,000円	

5 ニーズ調査結果の概要

【 調査目的 】

聖籠町では、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度のもとで、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に給付・事業を実施することとされています。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を町が算出するため、町民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行いました。

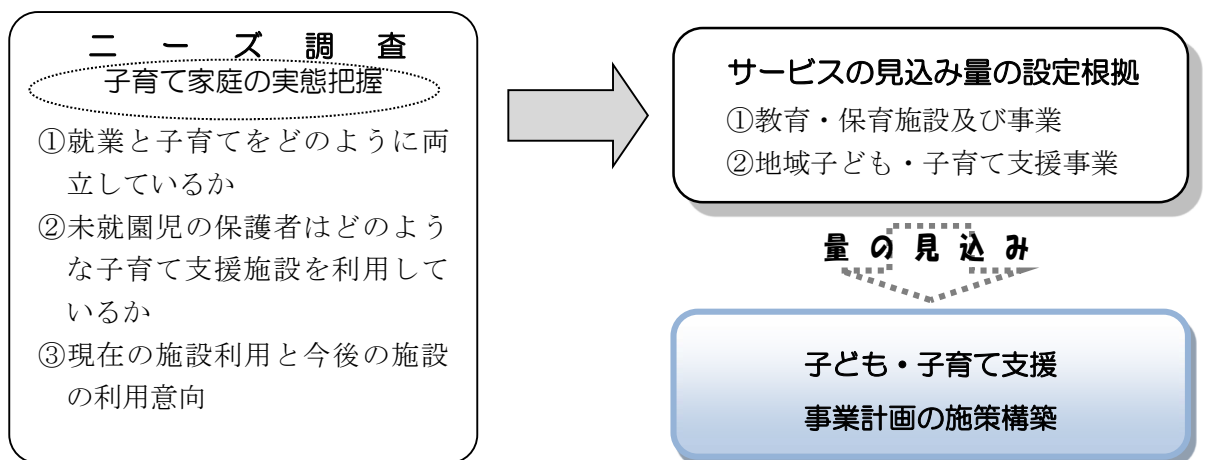
【 調査内容 】

- ◆ 調査時期 : 平成31年1月期から2月期
- ◆ 調査対象者 : 聖籠町内在住の就学前（0歳～5歳）児童の世帯
聖籠町内在住の小学生（1年生～4年生）児童の世帯
- ◆ 配布・回収方法 : 就園児童は保育園・幼稚園を經由して配布・回収
未就園児は郵送による配布・回収
小学校児童は小学校を經由しての配布・回収

【 有効回答数 】

	就学前児童	小学校児童
配布部数	982部	579部
回収部数	673部	458部
回収率	68.5%	79.1%

ニーズ調査の位置づけ



[本文グラフ表示について]

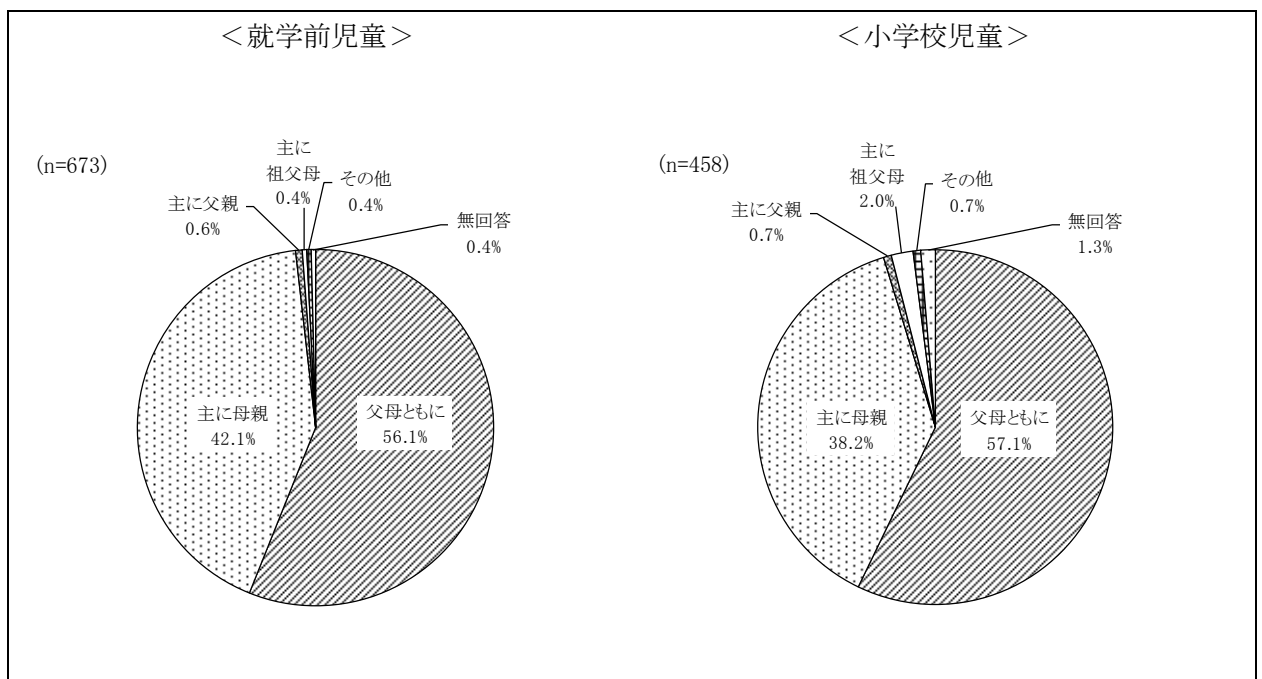
※就学前児童（673人）、小学校（458人）、カッコ内nは設問への回答者数を表しています。

※回答の比率は、すべて小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、回答者比率の合計が100%にならない場合があります。

（1）調査結果

① 家庭での育児の状況

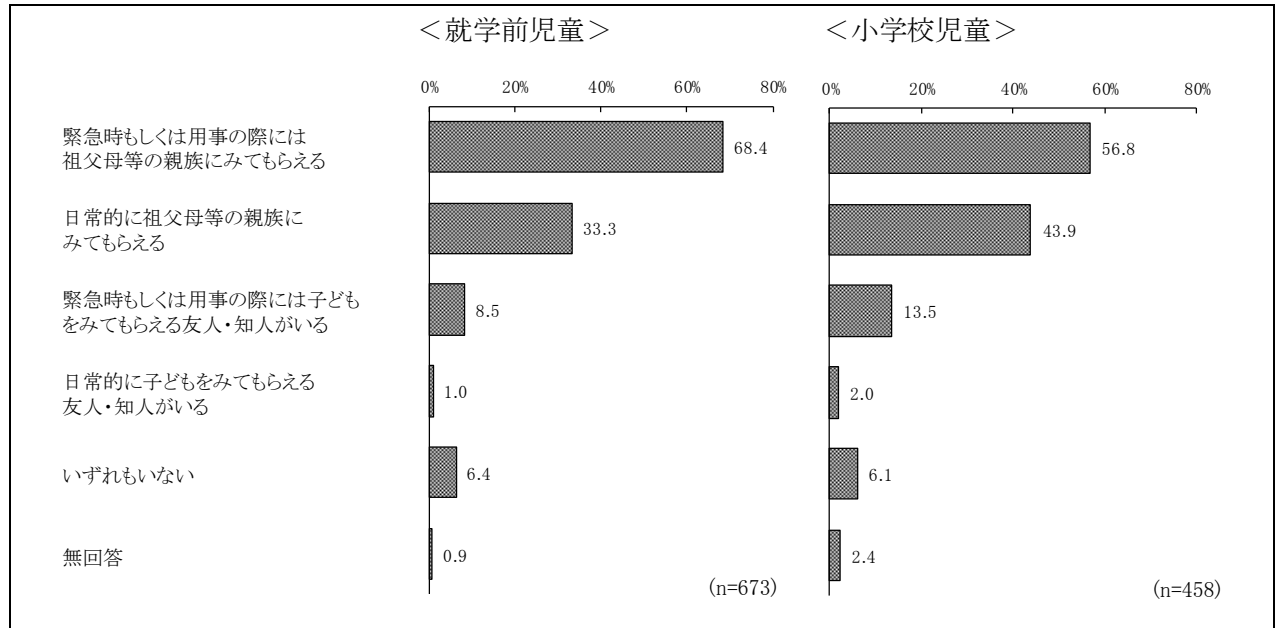
宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんから見た関係でお答えください。



就学前児童、小学校児童ともに、「父母ともに」が半数を超えています。

② お子さんをみてもらえる親族や知人の状況

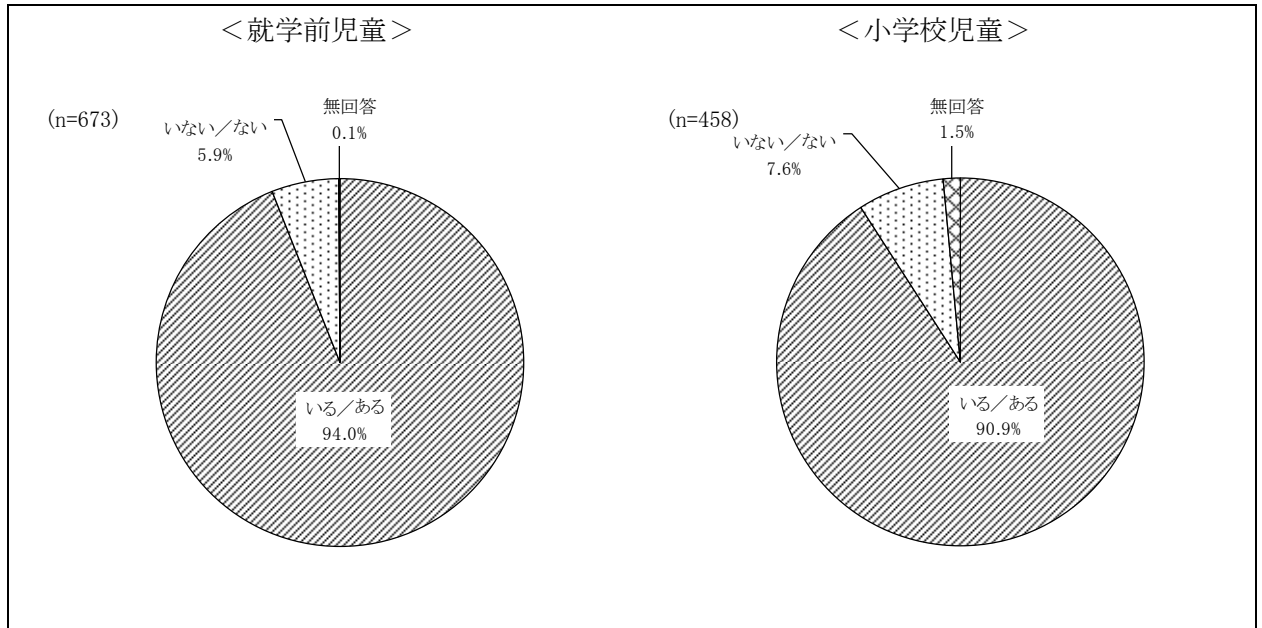
日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)



就学前児童、小学校児童ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が半数を超えています。

③ 気軽に相談できる人、場所の有無について

宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。

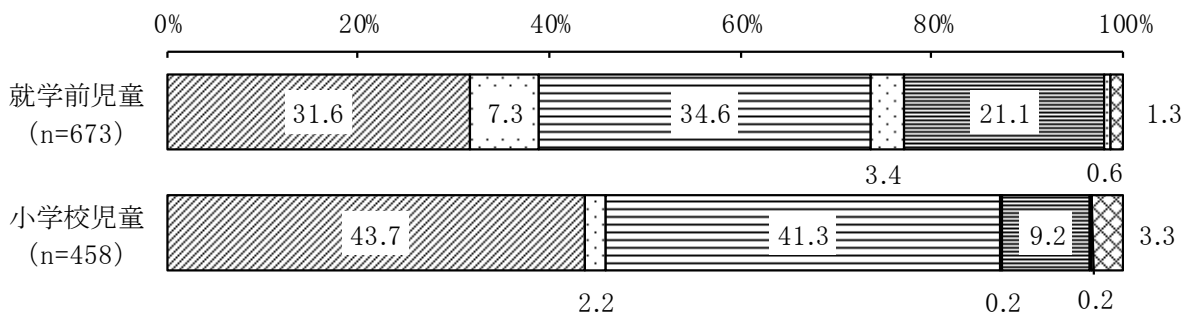


就学前児童、小学校児童ともに、大多数は相談できる人や場所の「いる／ある」人です。

④ 就労状況について

宛名のお子さんの母親の就労についての状況をうかがいます。

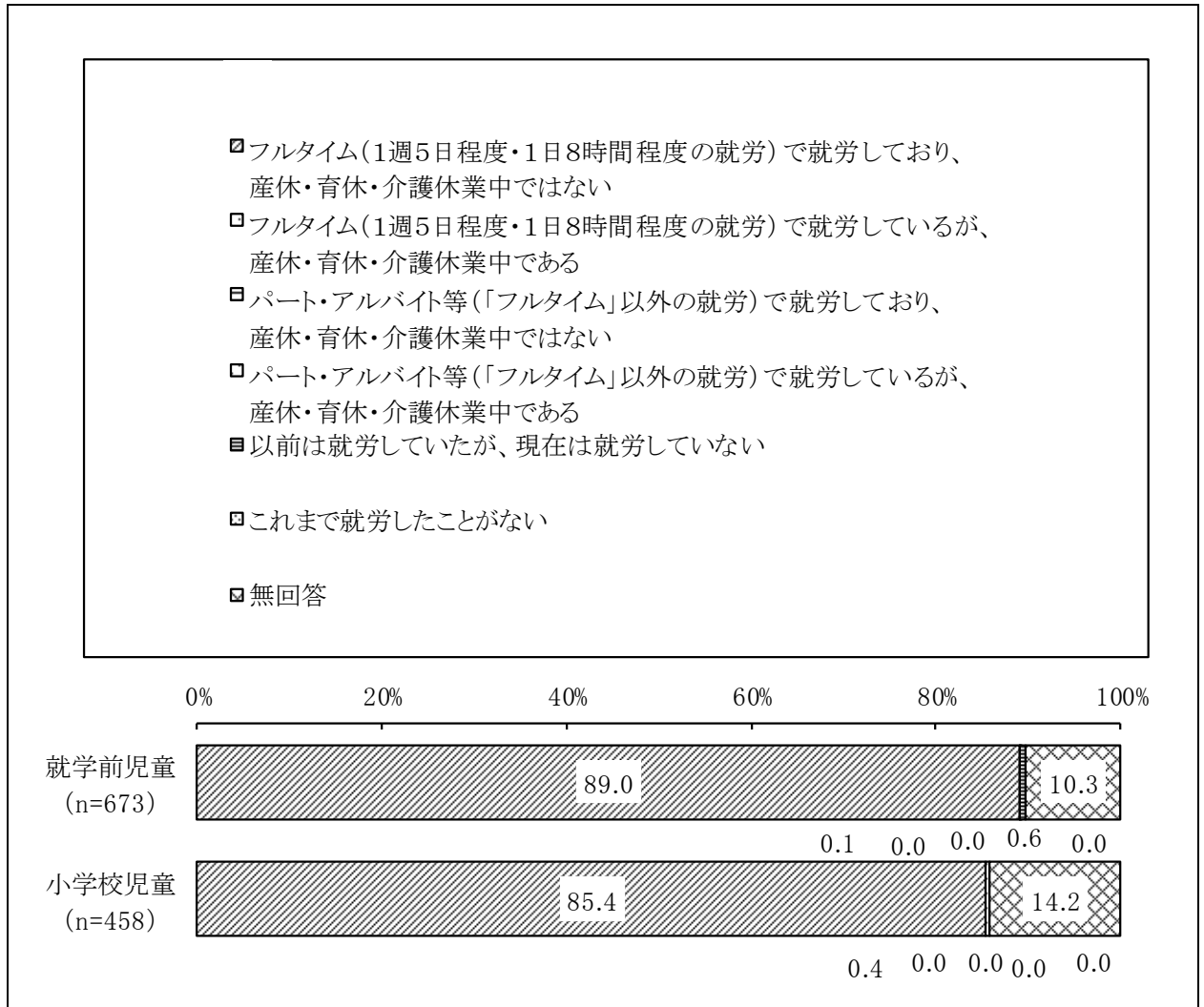
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



母親の「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」人は、就学前児童では3割以上、小学校児童では4割以上となっています。

就労しているとした割合は、就学前児童で8割弱、小学校児童で8割強となっています。

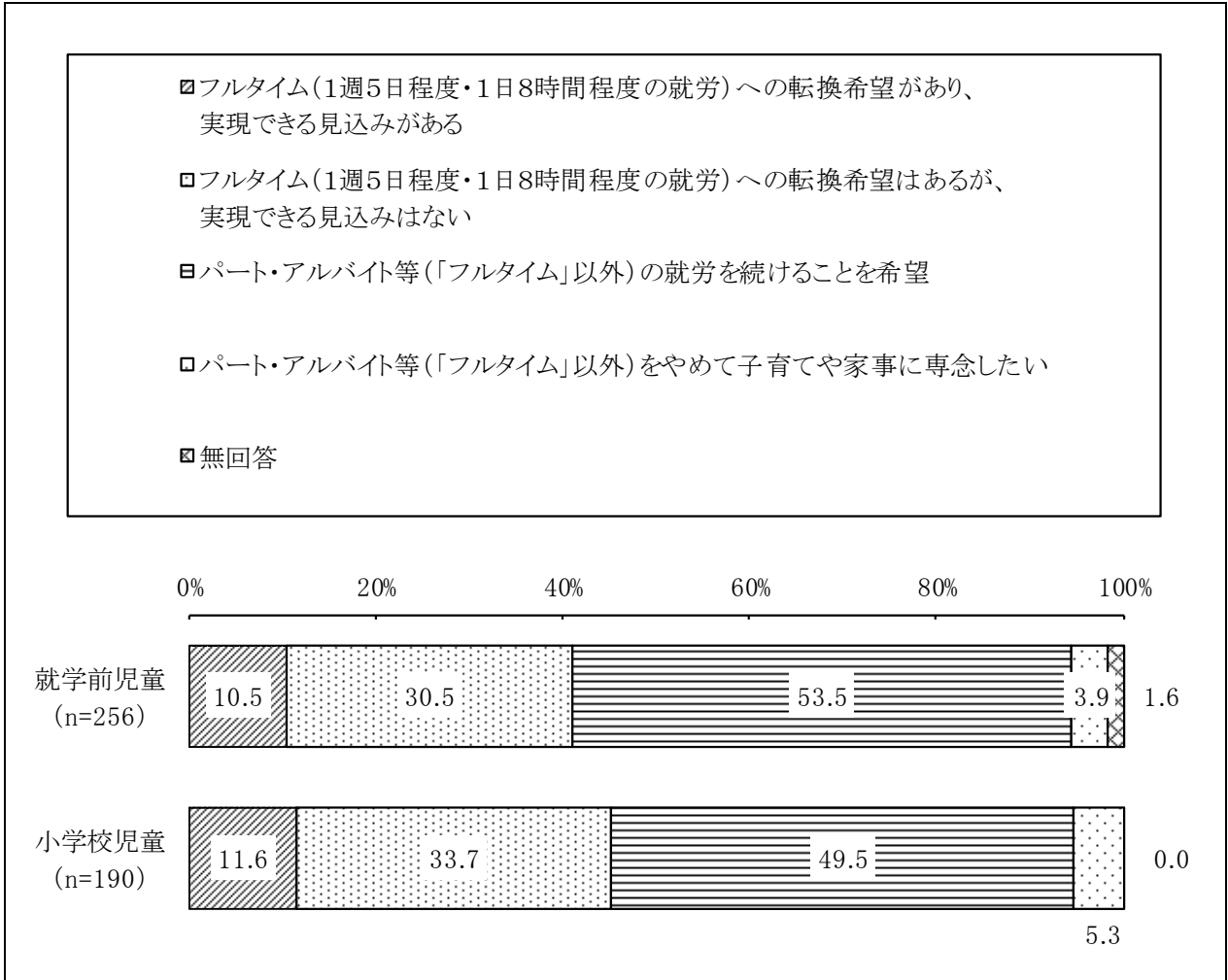
宛名のお子さんの父親の就労についての状況をうかがいます。



父親は、就学前児童、小学校児童ともに多数が「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」人です。

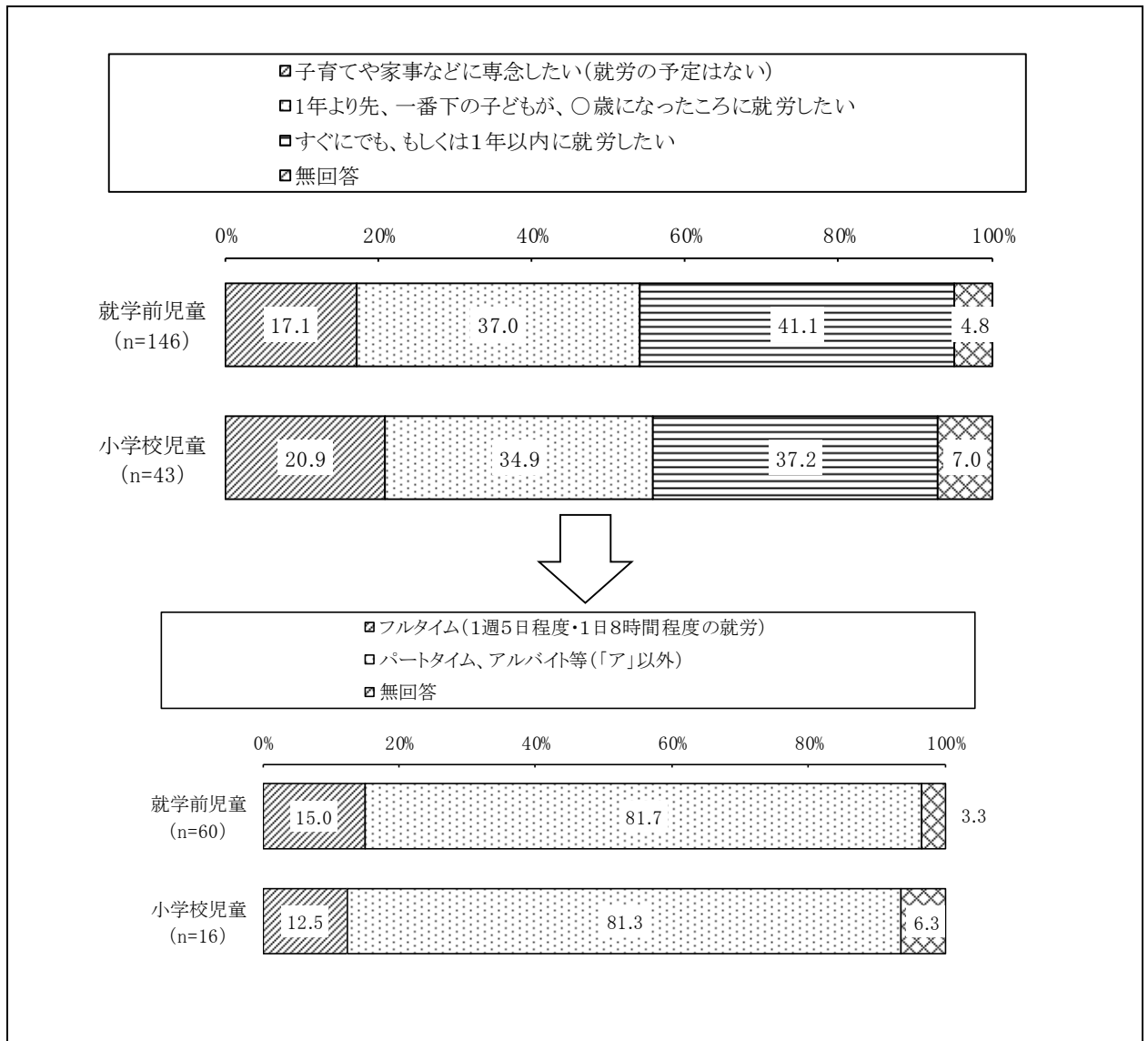
就労しているとした割合は、就学前児童で約9割、小学校児童で8割強となっています。

《パート・アルバイト等で就労している母親にうかがいます》
フルタイムへの転換希望はありますか。



母親は、就学前児童、小学校児童ともに「パート・アルバイト等(フルタイム以外)の就労を続けることを希望」が最も多くなっています。

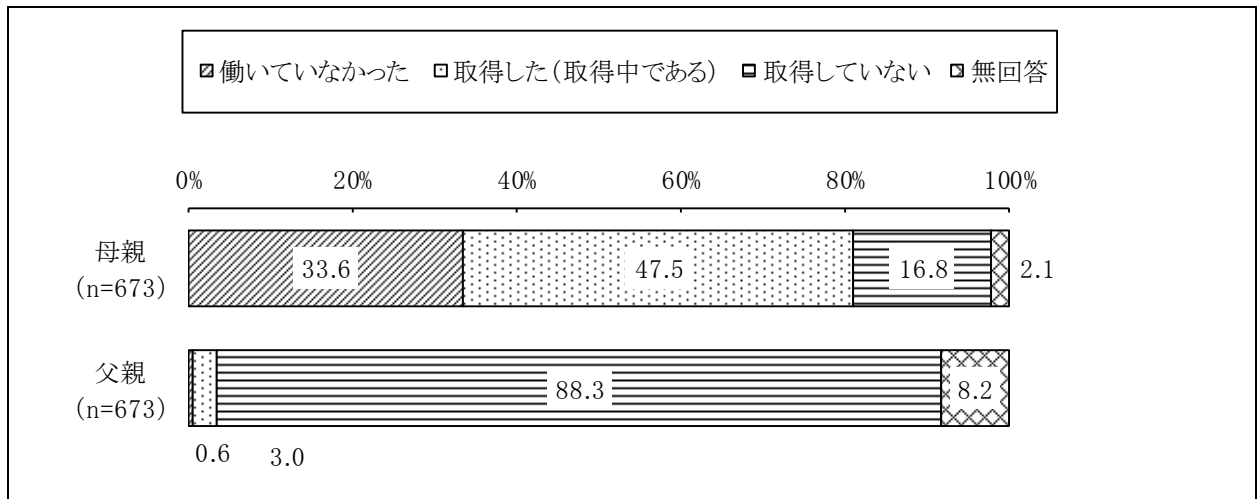
《「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」母親にうかがいます》就労したいという希望はありますか。



『以前は就労していたが、現在は就労していない』または『これまで就労したことがない』母親は、就学前児童、小学校児童ともに「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」人が最も多くを占めています。

⑤ 育児休業について（就学前児童のみ）

《就学前児童の保護者の方へおたずねします。》
 宛名のお子さんが生まれた時、母親、父親それぞれが育児休業を取得しましたか。

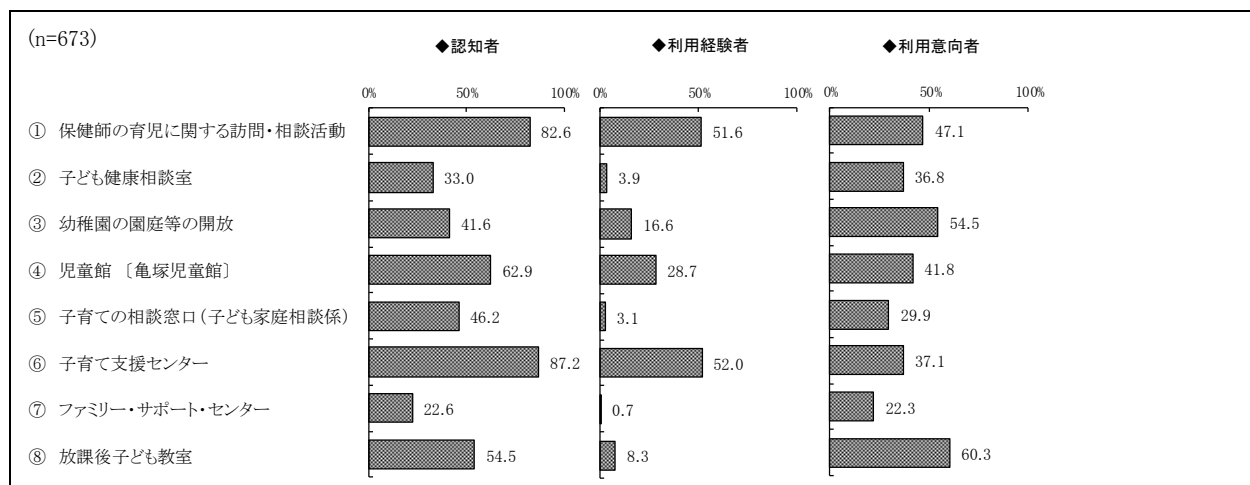


母親では「取得した(取得中である)」人が半数近くを占めています。父親では「取得していない」人が9割弱を占めています。

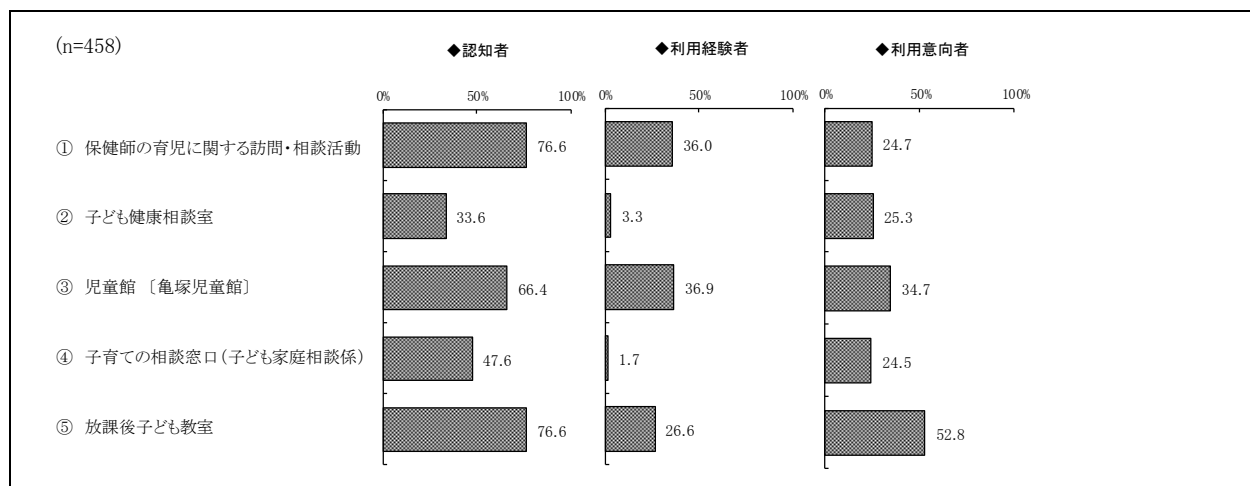
⑥ 各種子育て支援事業・サービスなどについて
 (認知・利用経験・利用意向の比較)

各種子育て支援事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。

<就学前児童>



<小学校児童>



就学前児童では、認知状況と利用経験は「子育て支援センター」が最も多く、利用意向は「放課後子ども教室」が最も多くなっています。

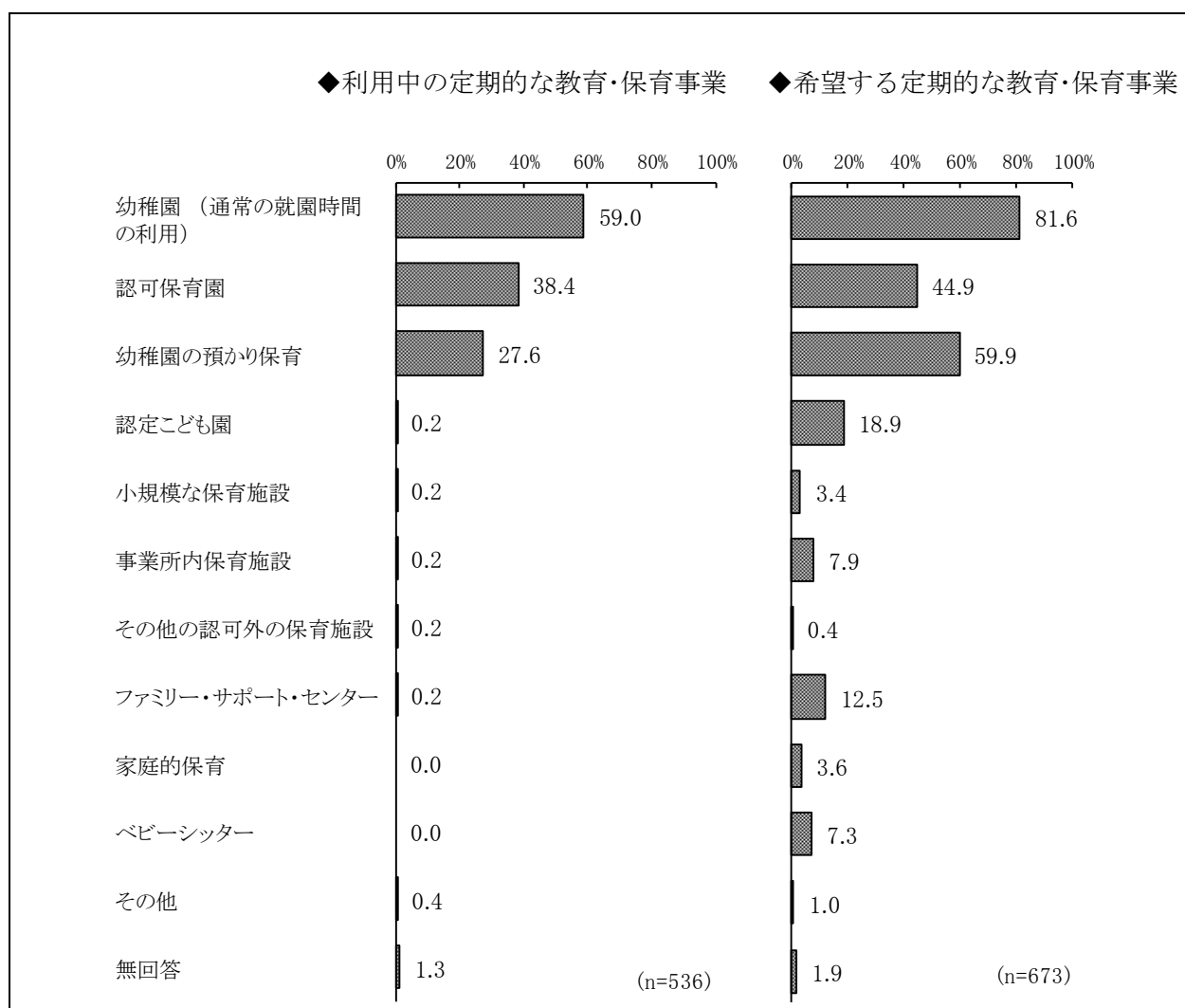
小学校児童では、認知状況、利用経験は「保健師の育児に関する訪問・相談活動」が最も多くなっています。なお、認知部分においては「放課後子ども教室」も同率となっています。利用意向は「放課後子ども教室」が最も多くなっています。

⑦ 保育サービスについて

1) 利用希望（利用状況との比較）

〈H31.1～2月時点調査〉

《就学前児童の保護者の方にかがいます。》
 宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。（複数回答）
 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、聖籠町にある、なしを問わず、「定期的に」利用したいと考える事業はどれですか。
 （複数回答）



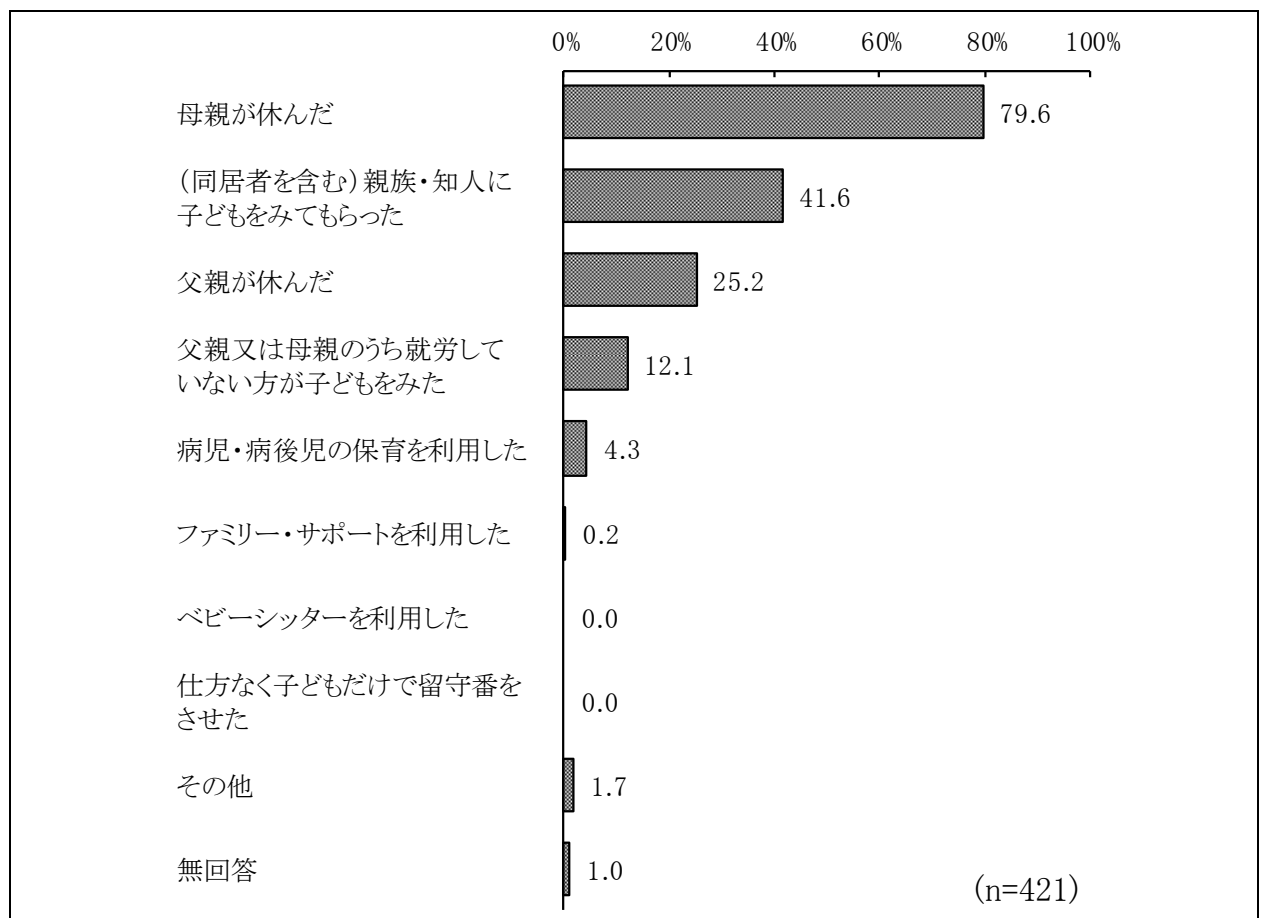
利用している事業と希望する事業の内訳は上図のとおりです。

利用中、希望ともに「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が最も多くなっていますが、「認可保育園」や「幼稚園の預かり保育」のほか、各種保育サービスを希望する割合も高くなっています。

2) 病気の際の対応について

(就学前児童のみ・平日の教育・保育を利用する方のみ)

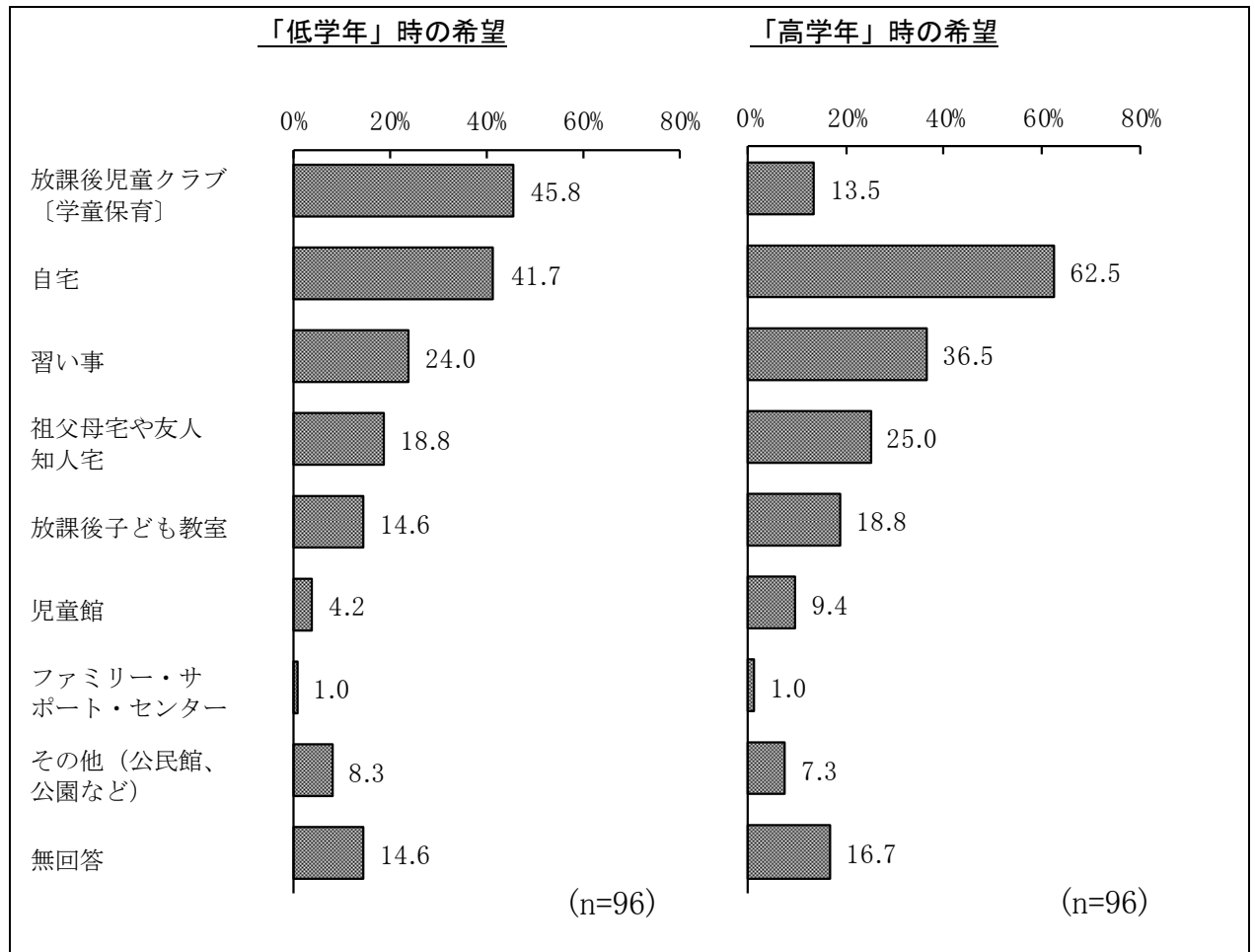
《就学前児童でお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあった方へおたずねしました。》
宛名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法は何ですか。(複数回答)



対処方法としては、「母親が休んだ」ケースが最も多くなっています。

3) 放課後の過ごし方について

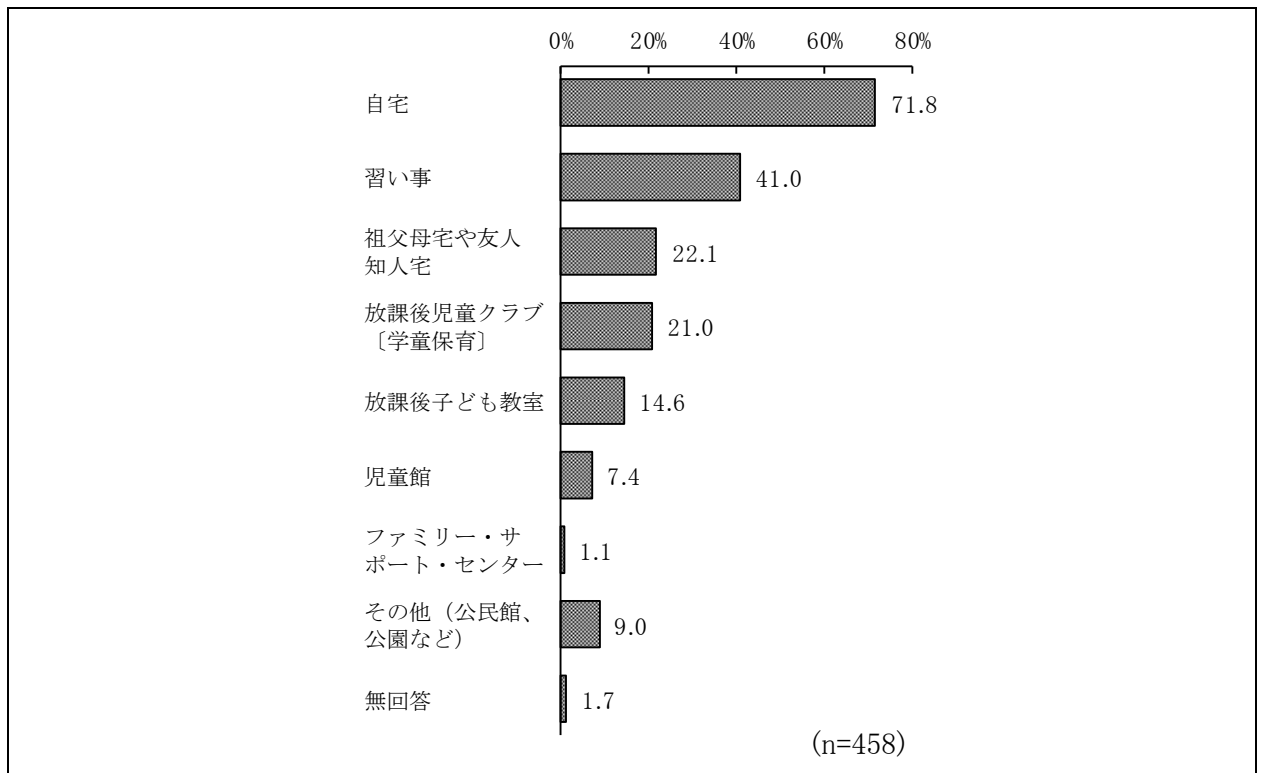
《就学前児童で宛名のお子さんが5歳以上である方にうかがいます》
 小学校入学以降の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）



就学前児童の希望する場所をみると、低学年時は「放課後児童クラブ [学童保育]」が、高学年時は、「自宅」が最も多くなっています。

《小学校児童で宛名のお子さんにかがいます。》

宛名のお子さんについて、小学校のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）



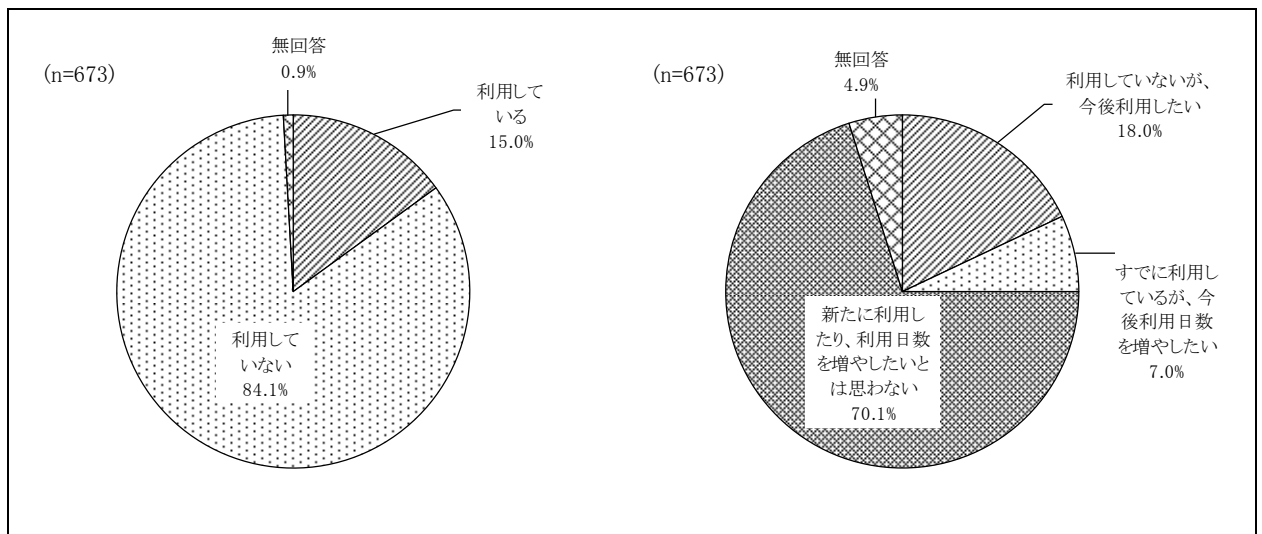
放課後の過ごし方は、「自宅」が最も多くなっています。

⑧ 地域子育て支援拠点事業について

《就学前児童の保護者の方にかがいます。》

宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業や児童館・育児サークルを利用していますか。

地域子育て支援事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。



8割強が「利用していない」としています。

今後も「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が多数を占めています。

(2) 子育ての環境や支援に関する意見・要望等

問 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

「子どもを遊ばせる場所や夜間を含め子どもを預けられる場所の拡充」「予防接種や医療費等の助成の拡大」「病児保育・延長保育の拡充・申込手続きの簡素化」「児童クラブや放課後子ども教室の拡充」「子育てに関する相談の場の提供」「保護者の交流の場の提供」「保育園・幼稚園・子育て支援施設等の質の向上」「保育士の質の向上」などについて、368人から回答がありました。回答の一部を以下に示します。

●子どもを遊ばせる場所や夜間を含め子どもを預けられる場所の拡充

子どもが小さい時は、豊栄児童センターを利用していました。そこは自由な時間に行ける、利用にお金がかからない、幼児から中高生までが遊びに来れる、スタッフも親切で相談にもものってくれるなどすばらしい施設でした。あのような所を各学区につくってほしいです。そしてファミリー・サポートも導入すべきです。例えば親が夜勤の仕事をしている場合、祖父母が体調をくずしたら退職を余儀なくされます。信頼できる近所の人に見てもらえたらと思います。

●予防接種や医療費等の助成の拡大

聖籠町も子どもの医療費を初回からゼロにして欲しい。都会の友だちや山形の友だちは初回からゼロだと聞いて驚いた。予防接種の助成は本当にありがたかったです。保育園（0～2歳児）もう少し金額下がるとありがたい。

●病児保育・延長保育の拡充・申込手続きの簡素化

病児保育はあるが、手続きが多すぎて気軽に利用できない。病気になったらすぐ利用できるようにしてほしい。

●児童クラブや放課後子ども教室の拡充

高学年になると、中々児童クラブを利用していない現状がある。しかし核家族世帯が多くなり、長い休みは特に1日中家にいるのは心配な面もある。高学年むけに、放課後や長い休みなど、学習クラブを充実させて頂きたいと思います。

●子育てに関する相談の場の提供

保育園・こども園の先生方や町の保健師さん、助産師さん等とても皆さん優しく接して下さいます。子育てしていると、行政の方に相談するまでもない小さな悩みが連続です。もっと気軽に匿名でも可能で相談できる、ネットサービスがあれば良いと思います。気軽

に相談できれば、お母さん方の不安が減るのでは？と思います。

●保護者の交流の場の提供

新発田市のイクネスのような室内で遊べる施設がほしいです。手軽に身近な場所で親同士の交流もできるのでお願いします。

●保育園・幼稚園・子育て支援施設等の質の向上

子どもの人数や実態に応じた施設整備を行ってほしい。幼稚園によっては、預かり保育専用の部屋がなかったり、通常の保育室でない部屋がクラスとして使われていたりする。幼稚園での親子行事が多過ぎる。行事を減らすか、3～5歳児が通える保育園があるとよい。

●保育士の質の向上

こども園の先生の育成をしっかりとしてほしいです。聖籠内の園での移動しかないから他の地域とくらべても先生と園の向上がみられない。園の特色がない。運動をもっとするなどしてもいいと思う。園も寒いし、給食も素朴すぎます。むしろお金がかかってもいいのでもっと改善してほしい。子供達がかawaiiそうです。

6 聖籠町における主な子育て支援の取り組み (前計画の評価と進捗について)

平成 27 (2015) 年度に策定した前計画である「聖籠町子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

また、前計画で示された目標実現のための各事業について、平成 30 (2018) 年度における実績や進捗状況を検証し、3 段階 (達成度) の基準で評価しました。

評価/判定基準表を掲載

評価	判断基準(達成率)
A	確保した、おおむね確保。
B	確保できていない、または確保がほとんどできていない、困難である。
C	計画の内容を未実施。

○ 前計画で示された目標実現のための各事業

(1) 教育・保育給付事業

教育・保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①延長保育事業

②放課後児童健全育成事業

③子育て短期支援事業

④乳児家庭全戸訪問事業

⑤養育支援訪問事業

⑥地域子育て支援拠点事業

⑦一時預かり事業

⑧病児・病後児保育事業

⑨子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑪多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○ 前計画で示された各事業の評価

(1) 教育・保育給付事業

児童数が減少傾向にある中、保育ニーズは高まっており、特に3歳未満の児童の保育ニーズが高く、保育利用率が増加しています。今後は、保育士の確保など受入れ体制の充実が課題となっています。

教育・保育事業の進捗状況 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	令和元年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
実績値	人	462	—	227	28
見込み量	人	327	—	204	69

(2) 地域子ども・子育て支援事業

全体では、11事業中7事業がA評価となっており、おおむね高い達成度で事業を進めることができました。

①延長保育事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成30年度
実績値	延べ人数	5,015

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成30年度
実績値	人	126
見込み量	人	229

③子育て短期支援事業 【事業進捗の評価：C】

制度未実施のため、実績はありません。

④乳児家庭全戸訪問事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成30年度
実績値	人	136
見込み量	人	130

⑤養育支援訪問事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成30年度
実績値	人	311

⑥地域子育て支援拠点事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成30年度
実績値 利用者数	延べ人数	1,435
施設数	箇所	1

⑦一時預かり事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成30年度
実績値 幼稚園児(3～5歳児)	延べ人数	12,478
その他(0～5歳児)	箇所	370

⑧病児・病後児保育事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成30年度
実績値	人日	96
見込み量	人日	2,349

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
【事業進捗の評価：C】

制度未実施のため、実績はありません。

⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業 【事業進捗の評価：C】

制度未実施のため、実績はありません。

⑪多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 【事業進捗の評価：C】

制度未実施のため、実績はありません。

7 国の幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性の趣旨から、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されました。

これは、未就学児での町の私立保育園・町立幼稚園での役割分担による保育システムにおいて、国に先駆けて幼稚園の通常保育料を無償化として他自治体との差別化政策といえる子育てに取り組んできた町にとっても今後の対策への大きな要因となりました。

【制度概要（対象者・対象範囲等）】

区 分	無償化対象	備 考
(1) 幼稚園、保育所、 認定こども園等	● 3～5歳： 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料を無償化	※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限 2.57 万円まで無償化 ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化 ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。 3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収 360 万円未満相当世帯)
	● 0～2歳： 上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化	
(2) 幼稚園の預かり 保育	● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化	※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化) ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督
(3) 認可外保育施設 等	● 3～5歳： 保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額 3.7 万円)までの利用料を無償化	※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象 ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象 ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
	● 0～2歳： 保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化	

8 聖籠町の子ども・子育て支援における課題のまとめ

人口・世帯などの状況やアンケート調査の結果、第1期計画の達成状況を踏まえた本町の子ども・子育て支援における課題は、以下のとおりです。

■ 地域全体での子育ての推進

本町は、世帯数は増加していますが一世帯あたりの人員は減少し続けており、核家族化は着実に進行していることがうかがえます。この傾向は、第1期計画策定時から変わらず、これらの状況から、子育て世帯の中には、子育てに関する悩みを相談できず、不安やストレスを感じている保護者も多くいると推察されます。第1期計画でも、各事業などを通じて、地域と協働で子育て家庭に寄り添った支援を行いました。今後も、子育て家庭の悩み・負担感軽減のためには、行政のみならず、近隣住民や企業・事業所などの関係機関を含めた、地域全体による子育て家庭を支援し合う意識の啓発や醸成が必要です。

■ 子育て家庭の保護者への就労状況への配慮

フルタイムやパートなどで就労している母親の就業率は増加しています。そこで、就労する保護者が仕事と家庭を両立させ、子どもたちが健やかに成長することができるよう今後も就労状況に一層配慮した事業展開が重要です。

■ 幼児教育・保育の提供体制の見直し・確保

就労環境の変化、核家族化、女性の社会進出により、保護者の保育園、幼稚園のニーズが変化しており、さらに国の幼保無償化政策等により今後においてもさらに大きく変化してくることから、現状の子育ての体制では十分な対応を成し得なくなってきました。

これらのことから、時勢を見すえた本町におけるこれからの子育てシステムのあり方についての見直しが必要となっています。

また、今後も保育ニーズはさらに高くなると予想されることから、人材配置を伴った十分な施設の確保・整備が求められます。町域の狭い本町にとって、このニーズに対応するためには、単に新規参入のみを促すのではなく、様々な工夫をこらしながら取り組む必要があります。

また、保育に従事する者の研修を通じて、資質の向上を図っていきます。

■ 特別な支援を必要とする児童及び家庭への対応

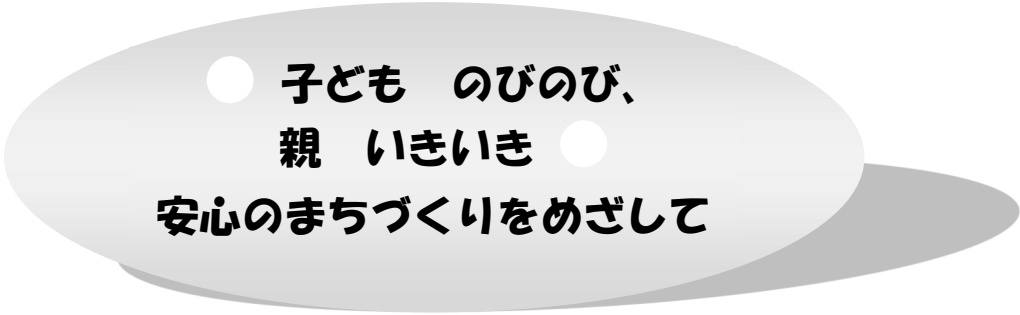
心身に障がいのある子どもに対する早期発見・早期療育体制の整備が必要で、母子保健対策の推進に併せて、各種専門機関との連携のもと相談体制の充実を図り、子どもに対するケアと同時に、親への支援にも努める必要があります。また、家族などの身近な大人による子どもへの虐待や子ども同士のいじめなど、子どもの人権が侵害される深刻な事件が全国で起きており、社会問題となっています。また、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれる事件も後を絶ちません。子どもから大人まですべての町民への人権教育・啓発を進めるとともに、子どもを虐待被害や犯罪被害、交通事故から守るため、地域と町民が全体で取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

聖籠町総合計画においては、「安心して暮らせる福祉のまちづくり」を福祉の基本理念として掲げ、町の未来を担う子どもたちが健やかに成長できるように、子育て支援などの充実を図り、子どもを産み育てる魅力あふれるまちづくりを進めています。

本計画では、前計画の基本理念である「子ども のびのび、親 いきいき 安心のまちづくりをめざして」や、基本目標、これまでの当町の子育て支援施策を継承しつつ、国の動向などを踏まえながら、より一層の子育て支援施策の充実を目指します。



● 子ども のびのび、
親 いきいき ●
安心のまちづくりをめざして

2 基本目標

基本理念を実現するためには、実際に子育てを行っている親子、子育て支援のサービスの提供や親子の健全な成長を支援する関係機関、育児サークル等の独自に活動する団体などが連携し、お互いを理解し子育て等の悩みを分かち合い、それぞれを補い合いながら、共に成長していく「つながり」を大切にしながら、基本目標を掲げ、総合的に施策を展開していきます。

(1) 子育て家庭をサポート

若い世代が安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができるように、地域において子育て親子が気軽に集まり、悩み等を相談したり、交流したりすることができるように、育児サークル活動の支援を行うなど、子育て親子のつながりを充実させる活動を行います。

また、地域、保育園、幼稚園、職場などと連携した母子保健事業や、小児保健医療水準の維持・向上を目指す環境づくりを引き続き推進します。

さらに、心身に障がいのある子どもやひとり親家庭の親子が安心して生活のできるような福祉施策の充実を図ります。

(2) 仕事と子育ての両立をサポート

女性の社会進出の増加や就業形態の多様化、核家族化の進行などに伴い多様化する保育ニーズを踏まえ、それに対応するための新しい子育てシステムを確立し子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

また、障がいのある子どもを持つ保護者の就労ニーズへの対応として、障がいのある子どもの一時預かりや放課後対策の充実を図ります。

(3) 子どもにやさしい地域環境づくり

子どもを健やかに育てるためには、家族がゆとりや豊かさを感じながら、子育てを楽しむことができるよう、居住環境の整備や地域づくりを推進します。

(4) 豊かな人間性と社会性を育む

子どもが自己を確立し、豊かな心を持ち、社会の一員としてたくましく成長するため、家庭・地域・学校が連携し、子ども一人ひとりの学力の向上や心身の健全な育成、社会参加意識の向上を図ります。

(5) 子育て活動への支援体制の充実

子どもや子育て家庭に関する活動や支援は、町の関係課をはじめ様々な団体が行っています。

行政では、保健、福祉、教育の各分野が協働し、情報の一元化やネットワーク機能の強化を図るなど支援を行う体制の充実を図ります。

また、町民や子育て活動を行っている団体、行政の協働にも取り組み、町民ニーズや必要な保育サービスについて随時検討していくとともに、町民の主体的な取り組みを支援していく体制を整えます。

(6) 町民の子育てへの関心を高めるための活動

いじめや虐待の防止、また、地域全体で子育てを支援する様々な施策を推進するためには、町民一人ひとりが子育て等に関する問題について関心を高め、家庭、地域がそれぞれの立場で支援できるよう推進していきます。

3 計画の基本体系

基本理念

基本目標

主要施策

子どもの
のびのび、
親
いきいき
安心のまちづくりをめざして

(1) 子育て家庭を
サポート

- ①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- ②子育てにかかる負担軽減策
- ③在宅保育者の子育て支援体制
- ④障がいのある子どもと親への支援
- ⑤ひとり親家庭の養育支援
- ⑥子育て等に関する相談情報提供体制と家庭教育の支援
- ⑦児童虐待への対応
- ⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)に向けたシステムの構築

(2) 仕事と子育ての
両立をサポート

- ①保育園・幼稚園における多様な保育サービス等の充実
- ②就学後の保育サービス
- ③障がいのある子どもを持つ保護者への支援
- ④職場環境の改善に向けた広報活動の推進

(3) 子どもにやさしい
地域環境づくり

- ①ゆとりある住環境の整備
- ②子どもの遊び場等の確保
- ③通学路等の安全確保
- ④子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(4) 豊かな人間性と
社会性を育成

- ①就学前教育・保育の推進
- ②学校教育の推進
- ③家庭教育の推進
- ④学童期・思春期からの成人期に向けた保健対策
- ⑤地域交流活動の推進
- ⑥社会参加意識の向上

(5) 子育て活動への
支援体制の充実

情報の一元化・ネットワーク機能の充実した体制づくり

(6) 町民の子育てへ
の関心を高める
ための活動

- ①子どもの人権に関する広報活動の実施
- ②子育てに関する関心を高めるための活動

■ 施策の展開

基本目標(1) 子育て家庭をサポート

① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- 聖籠町子育て包括支援センター
- 養育支援訪問
- 子育てに関する情報提供
- 子ども家庭相談センター
- 妊婦健診・乳幼児健診・歯科検診
- マタニティママのリフレッシュ教室
- 保健師による家庭訪問

② 子育てにかかる負担軽減策

- 妊産婦医療費助成・子ども医療費助成
- 就学援助制度
- 子育て支援誕生祝金・子育て支援金
- 子育て応援パスポート事業

③ 在宅保育者の子育て支援体制

- 子育て支援センター(すくすくサロンさくらんぼ)
- 児童館
- 育児サークル支援事業

④ 障がいのある子どもと親への支援

- 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・住宅改修費給付事業・施設訪問交通費扶助
・自立支援該当児童への医療費助成・障害児通所支援
- 療育教室(あそび教室)
- 発達相談

⑤ ひとり親家庭の養育支援

- 児童扶養手当・医療費助成・就学援助制度・生活の支援(保育園)

⑥ 子育て等に関する相談情報提供体制と家庭教育の支援

- 育児学級
- 食育推進事業
- 子育て支援センター(すくすくサロンさくらんぼ)
- 子ども家庭相談センター(再掲)

⑦ 児童虐待への対応

- 要保護児童対策地域協議会
- 子ども家庭相談センター(再掲)
- 保健師・子どもソーシャルワーカーによる家庭訪問

⑧ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)に向けたシステムの構築

- ファミリー・サポート・センター事業

基本目標(2) 仕事と子育ての両方をサポート

① 保育園・幼稚園における多様な保育サービス等の充実

- 通常保育
- 延長保育
- 未満児保育
- 障がい児保育
- 一時保育

② 就学後の保育サービス

- 放課後児童クラブ

③ 障がいのある子どもを持つ保護者への支援

- 障がい児の放課後対策

④ 職場環境の改善に向けた広報活動の推進

- 町内企業への広報活動

基本目標(3) 子どもにやさしい地域環境をつくる

① ゆとりある住環境の整備

- 居住環境整備への指導

② 子どもの遊び場等の確保

- 公園等の整備

③ 通学路等の安全確保

- 交通安全教育
- 防犯ブザーの貸与
- 防犯の強化
- 地域パトロール隊
- 通学路防犯カメラ整備

④ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- 地域住民対象の子どもに関する学習会や講演会

基本目標(4) 豊かな人間性と社会性を育成

① 就学前教育・保育の推進

- 幼稚園(こども園)の運営
- こども園合同事業
- 職員の合同研修
- 町愛児会連絡協議会

② 学校教育の推進

- 国際交流事業
- (仮称)イングリッシュキャンプ事業
- ふるさとの自然や伝承文化の体験
- 明るい家庭づくり文集
- 放課後学習クラブ
- 幼稚園英語教師配置
- ICT 環境整備の拡充
- 図書館
- 地域学校協働本部
- 外国語指導助手配置
- 学校へのスクール・サポート・スタッフ配置
- 適応指導教室(フレンドルーム)

③ 家庭教育の推進

- 家庭教育支援事業
- 子育て講演会
- ブックスタート、ブックスタートプラス
- ちくちくかばんづくり講座
- ぐるんぱの部屋(読み聞かせ)
- 紙しばい会
- 移動図書館
- 父親の子育て参加の促進

④ 学童期・思春期からの成人期に向けた保健対策

- 性教育講演会
- 喫煙や飲酒、薬物に関する情報提供
- 地域学校保健委員会

⑤ 地域交流活動の推進

- 週末体験くらぶ
- こども会、育成会
- 子ども同士及び異世代の交流ができる場の提供
- せいらう少年少女合唱団
- スポーツ少年団
- スポーツ活動支援事業
- 子ども宿泊自然体験事業(わんぱくキャンプ)
- お正月公民館まつり

⑥ 社会参加意識の向上

- 研修への参加
- 中学生のボランティア
- 青少年健全育成員
- 外部団体との連携

基本目標(5) 子育て活動への支援体制の充実

情報の一元化・ネットワーク機能の充実した体制づくり

●子ども家庭相談ネットワーク会議

●町民、関係団体との連携の強化

基本目標(6) 町民の子育てへの関心を高めるための活動

① 子どもの人権に関する広報活動の実施

●児童の権利に関する広報活動

② 子育てに関する関心を高めるための活動

●有害図書等の規制

●飲酒・喫煙・薬物・性感染症・命の大切さ(中絶)等に関する情報の提供

●父親の子育てに関する関心を高めるための活動

4 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。(公立施設は保護者と直接契約となるため除かれます。)

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となります。

給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

子ども・子育て支援法で規定する給付と事業

給付費	子ども・子育て支援給付	教育・保育給付		現金給付
		□施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育園	□地域型保育給付 ・小規模保育 (定員6人以上19人以下) ・家庭的保育(定員5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	□児童手当
交付金	地域子ども・子育て支援事業	① 延長保育事業(11時間の開所時間を越えて保育を行う) ② 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う) ⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別) (親の病気、残業等の一時的ショートステイ、トワイライトステイ) ⑥ 乳児家庭全戸訪問事業(乳児の家庭訪問) ⑦ 養育支援訪問事業(養育支援の必要な家庭への家庭訪問) ⑧ 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) ⑨ 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり) 一時預かり事業(その他) ⑩ 病児・病後児保育事業 (児童の急な病気の際に、病院・保育所等付設の専用スペースで一時的に保育する) ⑪ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎等サービス)		

(2) 子育てのための施設等利用給付

国の幼保無償化に伴い、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園（未移行私立幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業など町の確認を受けた対象施設に対し、3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子どもが利用した際に支給されるものです。

これにより町幼稚園での預かり事業で、町の確認を受けた保護者は利用料が無償となるものです。

幼保無償化初年度である令和元年度は、国の基本的な考え方にに基づき、償還払いとしています。

(3) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、町は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として定めることとなっていますが、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、本町の提供区域は全区域を1区域として設定します。

教育・保育提供区域ごとに見込み量を算出する事業

□教育・保育支援事業

	年齢	保育の必要性	利用できる平日日中の教育・保育事業
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳児	学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定 (保育認定)	3～5歳児	保育の必要性あり	保育園・認定こども園
3号認定 (保育認定)	0～2歳児	保育の必要性あり	保育園・認定こども園・地域型保育

※子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(子ども・子育て支援法第19条)

□地域子ども・子育て支援事業

No.	対 象 事 業
1	利用者支援事業
2	延長保育事業
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
5	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
6	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別)
7	乳児家庭全戸訪問事業
8	養育支援訪問事業
9	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)
10	一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)
11	一時預かり事業(その他)
12	病児・病後児保育事業
13	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

第4章 子ども・子育て支援事業の実施計画

1 教育・保育の量の見込み

(1) 量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、聖籠町子ども・子育て支援事業計画において教育・保育提供区域を設定し、区域及び年度ごとに教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の必要事業量(=量の見込み)を算出し、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めなければならないとされていますが、現在の地理的条件や教育・保育の利用状況を総合的に勘案し、本町の提供区域は全域を1区域として設定し、国から示されている算出の手引きに基づき、事業ごとの量の見込みを算出し、計画においてその量を踏まえた確保内容及び確保時期を明らかにするものです。

○ 教育・保育事業の「量の見込み」

教育・保育提供区域ごとに、計画期間中の年度ごとの「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めます。

○ 認定の区分、年齢、教育・保育施設・事業で区分し「量の見込み」を設定します。

	対象年齢	保護者の就労状況	保育の必要性	教育・保育の希望	利用できる平日日中の教育・保育事業
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳児	専業主婦 (夫)短時間	なし	教育	幼稚園・認定こども園
2号認定 (保育認定)	3～5歳児	共働き	あり	保育	保育園・認定こども園
3号認定 (保育認定)	0歳児 1～2歳児				保育園・認定こども園 地域型保育

※ 確保の内容について（利用定員の設定）

各教育・保育事業者は、町長による確認に当たり、認定区分・年齢区分ごとに受入可能な人数を「利用定員」として定めなければならないこととされており、施設・事業類型ごとに利用定員を設定できる区分と異なります。

施設・事業類型		満3歳以上		満3歳未満
		①1号認定	②2号認定	③3号認定
教育・保育施設	幼保連携型認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
	幼稚園型認定こども園	○		
	保育園型認定こども園			
	地方裁量型認定こども園	○(※3)	○(※2)	
	保育園		○	(※3)
	幼稚園	○(※3)	○(地域枠)	
地域型保育	○			
小規模保育				
家庭的保育				
居宅訪問型保育	○(※3)	○(地域枠)		
事業所内保育				

※1＝定員を設定しないことも可能

※2＝②③いずれかのみでの設定も可能

※3＝特例給付による利用形態あり

○ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」

地域子ども・子育て支援事業の各々について、計画期間中の年度ごとの「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

○ 量の見込みを定める必要がある地域子ども・子育て支援事業

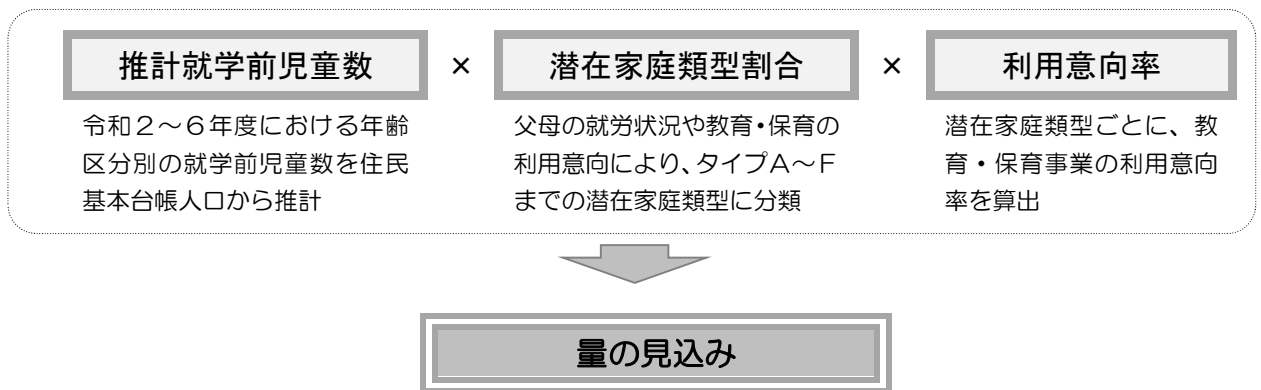
地域子ども・子育て支援事業	対象	該当する聖籠町事業等
①利用者支援に関する事業	0～5歳 小学校1～6年生	
②延長保育事業	0～5歳	・延長保育事業
③放課後児童健全育成事業	小学校1～6年生	・放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)
④子育て短期支援事業 (ショートステイ)	0～5歳	
⑤乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月まで	・乳児家庭全戸訪問事業
⑥養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と 思われる家庭	・養育支援訪問事業
⑦地域子育て支援拠点事業	0～5歳	・地域子育て支援拠点事業
⑧一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした 一時預かり)	3～5歳	・一時預かり事業
一時預かり事業 (その他)	0～5歳	・一時保育事業
⑨病児・病後児保育事業	0～5歳	
⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	小学校1～6年生	
⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳 小学校1～6年生	
⑫多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	—	

(2) 算出方法

○ 基本の計算式

量の見込みについては、各教育・保育事業ごとに、以下の計算式を基本として必要事業量の算出を行います。

なお、算出プロセスは、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」による方法を基本としていますが、地方版子ども・子育て会議等における議論を踏まえて、より効果的、効率的な方法により算出することを妨げるものではない、とされています。



(3) 基礎データ

○ 推計就学前児童数

県の人口推計シートを用いて、令和2年度～令和6年度までを推計しています。

(推計結果)

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	122	126	128	125	126
1歳	152	156	162	164	160
2歳	145	146	150	156	158
3歳	189	175	181	187	193
4歳	180	201	191	196	202
5歳	153	179	199	192	196
6歳	182	168	197	218	218
7歳	139	172	159	186	205
8歳	141	145	180	166	194
9歳	111	121	124	150	143
10歳	124	114	123	126	149
11歳	125	117	107	115	118

○ 潜在家庭類型割合

(家庭類型の定義)

父母の有無、父母の「現在の就労状況」と「将来の就労意向」、「教育・保育事業の利用状況」を踏まえ、以下のとおりタイプA（ひとり親家庭）からタイプFの8つの家庭類型に分類を行います。

なお、量の見込みの算出に当たっては、現在の就労状況ではなく、将来の就労意向を踏まえた潜在家庭類型を基本として行うこととされています。

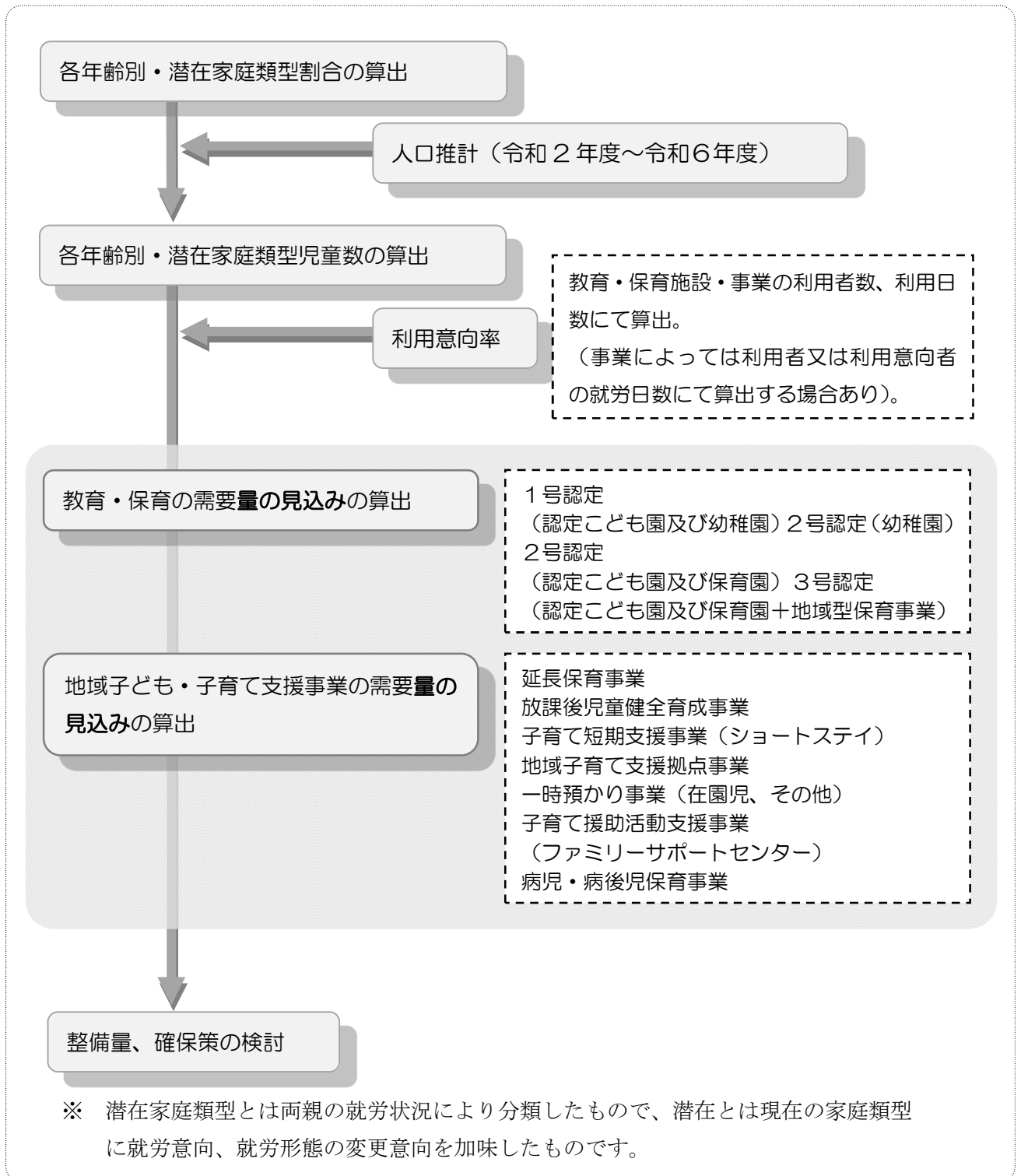
家庭類型の分類

タイプ	父母の有無と就労状況	教育・保育事業の利用		
タイプA	ひとり親家庭			
タイプB	フルタイム×フルタイム			
タイプC	フルタイム×パートタイム			
タイプC'	〃		3～5 歳児	0～2 歳児
		利用状況	「幼稚園」を選択	保育を選択しない
		利用意向	保育を選択しない (教育の意向が強い)	保育を選択しない
タイプD	専業主婦(夫)			
タイプE	パートタイム×パートタイム			
タイプE'	〃		3～5 歳児	0～2 歳児
		利用状況	「幼稚園」を選択	保育を選択しない
		利用意向	保育を選択しない (教育の意向が強い)	保育を選択しない
タイプF	無業×無業			

母親		フルタイム就労 (育休・介護休業中含む)	パートタイム就労(育休・介護休業中含む)			就労していない
			120 時間以上	120 時間未満 64 時間以上	64 時間未満	
父親						
フルタイム就労 (育休・介護休業中含む)		タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム 就労 (育休・介護休業中含む)	120 時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		タイプD
	120 時間未満 64 時間以上		保育認定あり			
	64 時間未満	タイプC'				
就労していない		タイプD			タイプF	

(4) 量の見込み (算出プロセス)

国が配布した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出の為の手引き」を基本に次の流れ (プロセス) で算出します。



2 提供体制の確保策及び実施時期

(1) 教育・保育事業

本町は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設」による確保の内容及び実施時期を（確保方策）を設定します。

本町に居住する子どもについて、「保育園、幼稚園、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」踏まえて以下の区分で設定します。

また、本町における基本的な子育てシステムであった「0～2歳児は私立保育園」で、「3～5歳児は町立幼稚園（こども園）」で、という体制については、町内における核家族化の進行と、女性の社会進出が進んだことによる保護者ニーズの変化に応じて、令和4年度から新しい子育てシステムへ移行します。

新しい子育てシステムでは、「基本的に保育の必要な0～5歳児を受け入れる私立認定こども園4園」と、「幼児教育を希望する3～5歳児を受け入れる町立幼稚園1園」で教育・保育サービスを提供していくこととします。

令和4年度からの新しい子育てシステムへの移行に伴い、これまで0～2歳児を受け入れしていた私立保育園（認可保育所）4園はすべて認定こども園へ施設類型を変更し、町立幼稚園（こども園）3園は1園体制となります。

○保育の必要性の認定区分・年齢区分（子ども子育て支援法に規定する認定・年齢区分）

3～5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0～2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

【3号認定（0歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量		28 (実績)	79	82	83	81	82
確保 方策	施設数	4	4	4	4	4	4
	提供量合計	81	81	81	68	68	68

【3号認定（1・2歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量		227 (実績)	238	242	250	256	255
確保 方策	施設数	4	4	4	4	4	4
	提供量合計	237	237	237	212	212	212

【2号認定：（3～5歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量		— (実績)	362	385	396	399	410
確保 方策	施設数	—	—	—	4	4	4
	提供量合計	—	—	—	333	333	333

【1号認定（3～5歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量		462 (実績)	82	87	89	90	93
確保 方策	施設数	3	3	3	5	5	5
	提供量合計	600	600	600	221	221	221

※町立幼稚園における保育の必要な3歳児～5歳児については、1号認定に預かり事業を加え対応しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援に関する事業（利用者支援）

子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

〈方向性〉

利用希望等を勘案して目標の事業量を設定していきます。

支援の利用状況等によりニーズを把握し、状況に応じて町の実情に沿った事業形態等を検討します。

（単位：箇所）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

② 延長保育事業(保育園※令和4年度以降は認定こども園)

保育園の保育時間（児童福祉施設最低基準上の原則8時間）を保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、11時間の保育時間を超えて保育を行う事業です。

〈方向性〉

平成27年度からの公立保育園の民営化により、延長保育時間の繰り上げ（午前7時30分から午前7時へ）になりました。保護者の就労時間やその他の状況、保育時間のニーズを考慮し、保育時間帯及び適切と考えられる目標事業量を設定して、ニーズに対応し、今後も働く家庭への保育サービスの向上に努めます。

（単位：人、箇所）

区 分		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量		5,015 (延べ人数実績)	281 (実人数見込)	293	302	305	309
確保 方策	施設数	4	4	4	4	4	4
	提供量合計	5,015	281	293	302	305	309

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

※平成 24 年の児童福祉法改正により、対象範囲がおおむね 10 歳未満から小学校就学児童までへ拡大されました。

〈方向性〉

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視して、保護者のニーズに対応した適切な目標事業量を設定します。

施設に関しては平成 26 年度に蓮野小学校区内、平成 27 年度に山倉小学校敷地内、平成 28 年度に亀代小学校敷地内に放課後児童クラブが完成しています。

また、令和 4 年度以降に施設数を増やす、または、既存施設の増築を検討します。

【1～3年生】

（単位：人、箇所）

区 分	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	119 <small>(実績月平均)</small>	215	226	250	266	288

【4～6年生】

（単位：人、箇所）

ニーズ量	7 <small>(実績月平均)</small>	50	49	49	54	57
------	-----------------------------	----	----	----	----	----

確保 方策	施設数	3	3	3	3	3	3
	提供量合計	126	265	275	299	320	345

④ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

〈方向性〉

現在、子育て短期支援事業は行っておりません。今後は、ニーズ等の動向に留意し、必要に応じて他の子育て支援事業等との調整を図りながら検討を行います。

(単位：人、箇所)

区 分		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量		— (実績)	0	0	0	0	0
確保 方策	施設数	—	0	0	0	0	0
	提供量合計	—	0	0	0	0	0

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるなど、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

〈方向性〉

現在、新生児・2か月児・転入児のいる家庭へ保健師が訪問を実施しています。訪問時の子育て支援の情報提供や育児等に対する不安などの相談やケア等の充実を図り、子ども及び保護者への適切な支援提供に努めます。

(単位：人)

区 分		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
ニーズ量		136 (実人数実績)	130	130	130	130	130	
確保方策		保健師						
提供量合計		136	130	130	130	130	130	

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

〈方向性〉

保健師や子どもソーシャルワーカーによる家庭訪問を通して支援が必要な家庭（要支援児童及び特定妊婦、要保護児童の家庭を含む）の把握に努めます。また、関係機関との連携の強化を図り、訪問時の様子や地域からの情報等により柔軟に対応していきます。

（単位：人）

区 分	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量	311 (実績)	300	300	300	300	300
確保方策	保健師・子どもソーシャルワーカー					
提供量合計	311	300	300	300	300	300

⑦ 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

〈方向性〉

子育て支援センター〔すくすくサロンさくらんぼ〕（聖籠こども園内※令和4年度以降はハーモニーこども園）において各種の事業を実施しています。

今後も他団体と連携し、交流事業・育児相談・情報提供等の支援の充実を図ります。

（単位：人、箇所）

区 分	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量	1,435 (延べ人数実績)	662	676	695	703	702
確保 方策	施設数	1	1	1	1	1
	提供量合計	1,435	662	676	695	703

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

また、町立幼稚園においては、これらのほか、保育の必要性が認められた際に預かり保育として早朝、延長保育を実施しています。

〈方向性〉

子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査による利用希望量を勘案し、その他の子育て援助活動支援事業等による対応を考慮して、適切な目標事業量を設定していきます。

引き続き、サービスの内容、利用相談についての情報提供を図り、サービス提供の推進に努めます。

また、町立幼稚園での早朝保育開始時刻は、保護者の利便性の向上を図るため、新しい子育てシステムへの移行期間中も、暫定的に保育園の開始時刻と統一します。

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育（3～5歳児）】

（単位：人、箇所）

区 分		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量		12,478 (延べ人数実績)	21,355	22,705	5,076	5,076	5,076
確保 方策	施設数	3	3	3	1	1	1
	提供量合計	12,478	21,355	22,705	5,076	5,076	5,076

【その他（0～5歳児）】

（単位：人、箇所）

区 分		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量		370 (延べ人数実績)	391	409	420	424	430
確保 方策	施設数	1	1	1	1	1	1
	提供量合計	370	391	409	420	424	430

⑨ 病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等で急に病気になった場合及び病後に家庭等で保育できない場合に、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

〈方向性〉

子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査による利用希望量を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

平成 28 年開業の「新潟聖籠病院」内に病児病後児の保育施設が開設されました。町民が使いやすい施設になるように要望を申し入れ、保護者のニーズの高かった小児医療の支援サービスの充実を図ります。

(単位：人、箇所)

区 分		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量		96 (延べ人数実績)	1,115	1,165	1,198	1,208	1,226
確保 方策	施設数	1	1	1	1	1	1
	提供量合計	96	1,115	1,165	1,198	1,208	1,226

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

急な残業や家庭における急用などに対応するため、子どもの預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

〈方向性〉

現在、本町ではファミリー・サポート・センター事業は未実施です。子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査でも利用希望率は低くなっています。今後は、他の事業による対応の可能性を考慮して、ニーズ動向に留意しながら検討していきます。

【1～3年生】

（単位：人）

区 分	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量	— (実績)	4	4	5	5	5

【4～6年生】

（単位：人）

ニーズ量	— (実績)	0	0	0	0	0
------	-----------	---	---	---	---	---

（単位：人、箇所）

確保 方策	施設数	—	0	0	0	0	1
	提供量合計	—	0	0	0	0	5

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、今後国の示す具体的内容に沿って検討、対応していきます。

⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

<方向性>

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討していきます。

3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する

体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性）

本町では幼稚園体制を基軸に保育機能を付加し対応を行ってきたことから、現在、認定こども園がないことから、平成31年実施のニーズ調査において、平日に定期的にご利用したい教育・保育事業は「幼稚園」が81.6%、「認可保育園」が44.9%となっているのに対して、「認定こども園」は18.9%となっています。

しかしながら、保護者の就労状況の変化、核家族化、女性の社会進出並びに令和元年10月から施行された国の幼保無償化政策により、保護者の保育園、幼稚園ニーズが大きく変化し、現状の子育て体制では十分な対応を成しえなくなってきました。

このことから、令和4年度から、基本的に保育の必要な0～5歳児を受け入れる私立認定こども園と、幼児教育を希望する3～5歳児を受け入れる町立幼稚園という新しい子育てシステムへ移行することとします。

これに伴い、町内に所在する認可保育所4園はすべて認定こども園へ施設類型を変更し、町立幼稚園1園と合わせて5園体制で町内の就学前児童の教育・保育サービスを提供していきます。

第5章 施策の現状と目標

1 具体的な推進施策の内容

(1) 子育て家庭をサポート

① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

【施策の方向】

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、各事業間や関連機関の連携体制を強化し、切れ目のない支援ができる体制を目指します。すべての子どもが家庭の喜びの中で誕生し、愛されて育つように母親をはじめとして、子どもを育てる方が育児の不安や負担が軽減され、子育てに喜びを感じることができるよう育児支援に努めます。

事業名	・ 聖籠町子育て包括支援センター		担当：保健福祉課
事業内容	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的とし、妊娠、出産及び子育て等に関する相談に応じ、各健診や家庭訪問を実施し必要な支援を保健師が実施する。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	新規	継続	

事業名	・ 子ども家庭相談センター		担当：子ども教育課
事業内容	本町の 18 歳未満の子ども及びその家族を対象に、子ども家庭相談センターとして子ども及び家庭に関する総合的な相談業務を行っています。 特に、児童虐待に対応するため、令和 2 年度からは、「子ども家庭相談支援拠点」として、町子育て包括支援センターと連携し、切れ目のない支援を提供することを目的とし、すべての子どもとその過程及び妊産婦等を対象として、その保健・福祉・教育に関し必要な支援及び総合調整も実施します。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・保健師による家庭訪問		担当：保健福祉課
事業内容	<p>新生児は助産師が、2か月児（全数）・転入児のいる家庭や健診の事後などには、保健師が各家庭を訪問し、育児の不安だけでなく、暮らし全般の総合的な相談やケアを行っています。</p>		
方向・目標	平成 30 年度		令和 6 年度
	継続		継続

※第4次聖籠町総合計画の個別計画である第2次健康せいらう21「健康増進計画」・聖籠町まるごと食育推進計画・聖籠町生涯歯科保健計画（H30～R4）と同時実施しています。事業内容に関しては重複しているものもあります。

事業名	・養育支援訪問		担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	<p>妊娠期から子どものいる家庭のうち養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や子どもソーシャルワーカーが家庭訪問を継続的に実施します。養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な家庭の養育の実施を確保します。</p>		
方向・目標	平成 30 年度		令和 6 年度
	継続		継続

事業名	・妊婦健診 ・乳幼児健診、歯科健診		担当：保健福祉課
事業内容	<p>妊婦健診は医療機関に委託して実施しています。（受診券全14回分発行） 乳幼児健診は4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳を対象に、歯科検診は1歳2か月児、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児、3歳6か月児を対象に、それぞれ実施しています。 妊婦、乳幼児の健診で、病気や障がい早期発見し早期対応を図っています。</p>		
方向・目標	平成 30 年度		令和 6 年度
	継続		継続

事業名	・子育てに関する情報提供		担当：保健福祉課
事業内容	<p>広報やくらしの便利帳「Smile」等を通じて、情報を提供するとともに、妊娠届出時、転入手続き時、保健師の2か月児訪問や各乳幼児健診時に子育てに関する情報提供を行っています。 より効果的な情報提供について、今度も検討を行います。</p>		
方向・目標	平成 30 年度		令和 6 年度
	継続		継続

② 子育てにかかる負担軽減策

【施策の方向】

本町では、医療費の助成や子育て支援金等で子育てにかかる負担軽減を図っています。今後も見直しを行いながら、効果的な負担軽減策を充実させるよう努めます。

事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦医療費助成 ・ こども医療費助成 		担当：保健福祉課
事業内容	妊産婦及び子どもの医療費を助成することで、疾病の早期発見と早期治療を促進し、母子保健の向上に努めています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	検討	

事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援誕生祝金（町単独事業） ・ 子育て支援金（町単独事業） 		担当：子ども教育課
事業内容	子育て支援誕生祝金は、第3子以降を出産した方に、また、子育て支援金は第4子以降を養育している方に、それぞれ支給しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	検討	

事業名	・ 就学援助制度		担当：子ども教育課
事業内容	経済的な理由により就学が困難な児童、保護者に対し、学用品等の準備に必要な費用の援助を行っています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ 子育て応援パスポート事業		担当：子ども教育課
事業内容	平成 31 年 4 月から、協賛店で提示することで、商品の割引や特典の付与などのサービスが受けられる「聖籠町子育て応援パスポート」を、中学 3 年生以下のお子さんを養育する保護者に交付しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	-	継続	

③ 在宅保育者の子育て支援体制

【施策の方向】

本町では、乳幼児家庭の転入もあり、核家族化が進行しています。

保育園や幼稚園に入園していない家庭への支援の重要性が増しており、地域の子育てネットワークの強化を図り、地域の子育て家庭に対する一層の支援ができるような体制の整備を促進します。

事業名	・子育て支援センター（すくすくサロンさくらんぼ）		担当：子ども教育課
事業内容	子育て親子の交流、仲間づくりの場として聖籠こども園（令和4年度以降はハーモニーこども園）内に設置され、育児相談や育児講話、実技演習などの事業も行っています。また、保育園入園希望の増加に対応するための保育園の受け皿確保の必要性を見ながら、実施場所の見直しを行いつつ、子育て支援の拠点として、他団体との連携を強化し、子育て支援センターとしての機能を充実します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・児童館		担当：子ども教育課
事業内容	現在、亀塚児童館1箇所のみです。亀塚児童館は昭和46年に設置され、幼児のいる保護者の交流の場や小学生などの子どもたちの交流の場となっています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・育児サークル支援事業		担当：子ども教育課
事業内容	育児サークル等で、育児を行う母親たちが交流を行っています。公共施設（多目的屋内運動場・結いハート・児童館）などで活動しているサークルに、子育て支援センターの職員が活動を支援します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	実施	継続	

④ 障がいのある子どもと親へ支援

【施策の方向】

心身に障がいのある子どもに対する早期発見・早期療育体制の整備が必要で、母子保健対策の推進に併せて、各種専門機関との連携のもと相談体制の充実を図り、子どもに対するケアと同時に、親への支援にも努めます。

事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別児童扶養手当 ・ 障害児福祉手当 ・ 住宅改修費給付事業 ・ 施設訪問交通費扶助（町単独事業） ・ 自立支援該当児童への医療費助成 ・ 障害児通所支援 	担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	障がいのある児童の家庭への負担軽減を行っています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 療育教室（あそび教室）	担当：保健福祉課
事業内容	障がいの有無にかかわらず、様々な育てにくさのサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の一つとしてのあそび教室です。遊びを通して、親子も共に育ちあうこと、仲間づくりができる場の提供をしています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 発達相談	担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	育児相談や乳幼児健診の事後支援、子ども家庭相談センターへの相談等を通じて、必要時、児童相談所・保健所等での療育相談につなげます。相談時には保護者だけでなく、保健師や子どもソーシャルワーカー、保育士等なども一緒に相談を行い、発達課題の共有と一貫した支援に努めます。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

⑤ ひとり親家庭の養育支援

【施策の方向】

母子・父子家庭等のひとり親家庭は、子どもの養育や経済的問題、家事問題等を抱え、支援を必要とする状況に置かれています。こうしたひとり親家庭の保護者と子どもの生活の安定を図るため、相談体制や経済的支援などの充実に努めます。

事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当 ・ 医療費助成(新潟県ひとり親家庭等医療費助成事業) ・ 就学援助制度 		担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	ひとり親家庭の子育て負担軽減を実施しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ 生活の支援（保育園等）		担当：子ども教育課
事業内容	仕事等により、子どもの保育を行えないひとり親家庭については、通勤等に都合が良い第1希望の保育園（令和4年度以降は認定こども園）に入れるよう調整することにより、生活への支援を行っています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

⑥ 子育て等に関する相談情報提供体制と家庭教育

【施策の方向】

本町では、乳幼児から高校生までの子どもを持つ保護者を対象とした家庭教育の在り方に関する学習機会や情報提供、相談体制の整備及び地域における子育て支援体制の充実に努めます。

また、保育園・幼稚園等においても、子育てに関する情報の発信や相談に対応している体制のより一層の充実に努めます。

事業名	・ 育児学級		担当：保健福祉課
事業内容	生後4～5か月児の育児中の保護者を対象に年6回実施しています。乳児の発達過程や母子の愛着形成について説明し、離乳食指導と育児相談も行っています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	年6回	年6回	

事業名	・ 食育推進事業		担当：保健福祉課
事業内容	妊婦学級（マタニティママのリフレッシュ教室）や育児学級、7か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、育児相談会等を通じて食育の推進を行っています。また随時管理栄養士による個別栄養相談も行っています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・ 子育て支援センター（すくすくサロンさくらんぼ）		担当：子ども教育課
事業内容	子育て親子の交流、仲間づくりの場として聖籠こども園（令和4年度以降はハーモニーこども園）内に設置されています。 育児相談や育児講話、実技演習などの事業も行っています。 子育て支援の拠点として、他団体との連携を強化し、子育て支援センターとしての機能を充実します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・子ども家庭相談センター(再掲)		担当：子ども教育課
事業内容	<p>本町の18歳未満の子ども及びその家族を対象に、子ども家庭相談センターとして子ども及び家庭に関する総合的な相談業務を行っています。</p> <p>特に、児童虐待に対応するため、令和2年度からは、「子ども家庭相談支援拠点」として、町子育て包括支援センターと連携し、切れ目のない支援を提供することを目的とし、すべての子どもとその過程及び妊産婦等を対象として、その保健・福祉・教育に関し必要な支援及び総合調整も実施します。</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

⑦ 児童虐待への対応

【施策の方向】

核家族化の進行や子育てを取り巻く環境の変化等から子育てにストレスを感じ、子どもに対し虐待を行ってしまうケース（虐待は暴力のみではなく、児童の心身に悪影響を与えるような暴言や育児放棄なども含まれます。）が増加しています。

こうした子どもや保護者に対する支援・援助等を図るため、保健師、民生委員・児童委員、保育園（令和4年度以降は認定こども園）、幼稚園、学校、児童館、児童クラブ、児童相談所、警察及び医療機関等との連携を強化し、児童虐待の防止に関する対応に努めます。

事業名	・要保護児童対策地域協議会		担当：子ども教育課
事業内容	児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察関係等で構成される協議会を設置し、虐待を受けた子どもや非行児童等を支援しています。また、年1回協議会の構成員を対象とした研修会を行い、支援の質の向上を図っています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・保健師・子どもソーシャルワーカーによる家庭訪問		担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	児童虐待の発生を防止するには、妊娠期の早期からの予防が重要です。子どもソーシャルワーカーと保健師が、学校・園訪問や家庭訪問、電話相談、面談などを通じ、状況把握や課題が小さいうちに相談できる体制づくりを行い、発生予防と継続支援に努めてまいります。また、各関係機関とのネットワークにより、要保護児童世帯を支援しています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・子ども家庭相談センター(再掲)		担当：子ども教育課
事業内容	本町の18歳未満の子ども及びその家族を対象に、子ども家庭相談センターとして子ども及び家庭に関する総合的な相談業務を行っています。 特に、児童虐待に対応するため、令和2年度からは、「子ども家庭相談支援拠点」として、町子育て包括支援センターと連携し、切れ目のない支援を提供することを目的とし、すべての子どもとその過程及び妊産婦等を対象として、その保健・福祉・教育に関し必要な支援及び総合調整も実施します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	

	継続	継続
--	----	----

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に向けたシステムの構築

【施策の方向】

急な残業や家庭における急用などに対応するため、子どもを預けたい方と預かってもよい方との会員組織による、育児の相互援助活動です。

聖籠町には、子育て世帯の転入も多く、核家族化が進行している状況であり、ファミリー・サポート・センター事業の必要性は年々増していくものと考えられます。

当該事業の効果的な活動には町民のつながりが重要なことから、親同士の交流の場などの子育て支援活動を進めながら、ファミリー・サポート・センター事業の推進を検討していきます。

事業名	・ファミリー・サポート・センター事業	担当：子ども教育課
事業内容	効果的な実施に向けて、運営体制や実施時期について検討していきます。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	検討	検討

(2) 仕事と子育ての両立をサポート

① 保育園・幼稚園における多様な保育サービス等の充実

【施策の方向】

本町では、私立保育園4箇所（聖籠こども園、聖籠はじめ保育園、まごころ保育園せいろう、まごころ保育園ひがしこう）、認可外の事業所内保育所1箇所（さくらんぼちびっ子保育園）、公立幼稚園が3箇所（蓮野こども園、蓮瀉こども園、亀代こども園）あります。現在、保育園と幼稚園が連携を図り、主に2歳児までを保育園で保育を行い、3歳以上児を幼稚園で保育を行ってきました。

しかし、就労環境の変化、核家族化、女性の社会進出により、保護者の保育園、幼稚園のニーズが変化しており、さらに国の幼保無償化政策等により今後においてもさらに大きく変化してくることから、現状の子育ての体制では十分な対応を成し得なくなってきました。

これらのことから、これまでの私立保育園、町立幼稚園の役割分担をあらためて見直すことにより、時勢を見すえた本町におけるこれからの子育てシステムのあり方を構築し、令和4年度以降は、基本的に保育の必要な0～5歳児を受け入れる私立認定こども園4園と、幼児教育を希望する3～5歳児を受け入れる町立幼稚園1園に加え、認可外の事業所内保育所1箇所（さくらんぼちびっ子保育園）で教育・保育サービスを提供していくこととします。

事業名	・ 通常保育		担当：子ども教育課
事業内容	<p>各園の開園時間は次のとおりです。 保育園 7：00～19：00 幼稚園 7：00（令和2年度から）～19：00（通常保育8：30～15：00） また、通常保育時間内の定員は次のとおりです。 保育園 312人 ※令和4年度以降は認定こども園 613人 幼稚園 600人 ※令和4年度以降200人</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	設置箇所 7箇所 0～2歳児 4箇所（312人） 3～5歳児 3箇所（600人）	（以下を基礎としつつ、新たな子育てシステムの構築により施設数・人数を調整） 設置箇所 7箇所 0～2歳児 4箇所（337人） 3～5歳児 3箇所（600人） 令和4年度以降 設置箇所 5箇所 0～2歳児 4箇所（280人） 3～5歳児 5箇所（554人）	

事業名	・延長保育		担当：子ども教育課
事業内容	<p>各園の延長保育時間は次のとおりです。</p> <p>私立保育園 短時間 7:00～8:00 16:00～19:00 標準時間 18:00～19:00</p> <p>幼稚園 早朝保育 7:00（令和2年度から）～8:30 延長保育 15:00～19:00</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	新たな子育てシステムに応じた対応	

事業名	・未満児保育		担当：子ども教育課
事業内容	<p>私立保育園（令和4年度以降は認定こども園）では生後2か月経過後から2歳未満の児童を児童3人に対し保育士1人で保育を実施しています。</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・障がい児保育		担当：子ども教育課
事業内容	<p>保育士の研修等で知識の向上を図り、必要な場合は介助員を配置するなどして保育を実施しています。</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・一時保育		担当：子ども教育課
事業内容	<p>保護者の急な仕事により、一時的に保育が必要になった児童を預かる事業で、私立保育園（令和4年度以降は認定こども園）と各幼稚園において実施しています。</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	新たな子育てシステムに応じた対応	

② 就学後の保育サービスの充実

【施策の方向】

核家族化、共働き家庭の増加により、昼間保護者のいない小学生が増えています。保護者が安心して働けるとともに、子どもの健全育成を図るため、放課後保育サービス等の活動の充実を図ります。

事業名	・放課後児童クラブ		担当：子ども教育課
事業内容	小学校6年生までを対象に蓮野、山倉、亀代の各小学校区ごとに児童クラブを設置し、事業を行っています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

③ 障がいのある子どもを持つ保護者への支援

【施策の方向】

障がいのある子どもを持つ保護者の就労ニーズへの支援として、障がいのある子どもを受け入れられる施設や体制の整備について、関係機関と協議を行いながら検討を進めます。

事業名	・障がい児の放課後対策		担当：子ども教育課
事業内容	小学生の放課後の居場所として、放課後児童クラブがあります。現在障がいのある児童の利用の可否について、保護者と協議し、利用可能な児童については受け入れております。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

④ 職場環境の改善に向けた広報活動の推進

【施策の方向】

就労形態の多様化、共働き家庭の増加により、仕事と子育ての両立に悩む保護者が増えています。また、近年では、育児休業の取得困難が指摘されています。

就労する保護者が安心して働けるよう、町内の企業に対する広報活動を実施し、職場環境の改善に努めるよう働きかけます。

事業名	・町内企業への広報活動		担当：子ども教育課
事業内容	広報誌等による広報活動を行い、町内企業に子育て環境整備への理解・協力をお願いします。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

(3) 子どもにやさしい地域環境をつくる

① ゆとりある住環境の整備

【施策の方向】

住宅地の開発にあたっては、町が指導的立場でゆとりある居住環境の整備促進に努めます。

事業名	・ 居住環境整備への指導		担当：ふるさと整備課
事業内容	市街化調整区域での地区計画制度を活用した民間宅地開発においては、ゆとりある良好な居住環境の維持、形成、周辺景観との調和等を図るよう、販売1区画における最低敷地面積や建ぺい率、容積率等適切な制限を設定します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

② 子どもの遊び場等の確保

【施策の方向】

関係機関等の連帯を図り、地域の緑化や自然環境、自然景観の保全と活用に努め、安全で利用しやすい魅力ある公園や広場の整備に努めます。

事業名	・ 公園等の整備		担当：ふるさと整備課 子ども教育課
事業内容	子どもの遊び場としての都市公園、児童遊園、児童広場が安心して利用できるよう、定期的に遊具等施設を点検するとともに、必要に応じた整備を図ります。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

③ 通学路等の安全確保

【施策の方向】

関係機関等の連携を図り、通学路の安全の確保に努めます。

事業名	・交通安全教育		担当：生活環境課
事業内容	保育園、こども園、小学校、中学校に交通指導員を派遣して交通安全教室を実施しています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・防犯ブザーの貸与		担当：子ども教育課
事業内容	新入学時へ配布し、不審者等からの事件・事故から守るよう図っています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・防犯の強化		担当：生活環境課
事業内容	子どもが犯罪にあわないように防災行政無線により、下校時の児童の見守りの呼びかけを行っています。また、青色回転灯装着車両により、児童の下校時に合わせて週2回防犯パトロールを行っています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・地域パトロール隊		担当：子ども教育課
事業内容	子どもの安全のために地域パトロール隊に協力していただいています。今後も集落の協力を得ながら継続して実施します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・通学路防犯カメラ整備	担当：子ども教育課
事業内容	通学路の防犯対策のため必要に応じて防犯カメラを設置します。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	—	実施

④ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

【施策の方向】

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないように支えていく地域づくりを目指します。公的な子育て支援施策に限らず、地域にある様々な NPO や民間団体、地域の愛児会、育成会や保健推進員等との連携を進めていきます。

事業名	・地域住民対象の子どもに関する学習会や講演会	担当：保健福祉課 子ども教育課 社会教育課
事業内容	子どもに関する課題は、子育て家庭だけでなく地域全体の課題です。町の子どもたちを取り巻く多様化した課題や社会情勢等を町全体で学び、共に考えていく社会を構築するため、地域のキーパーソンに向けた研修会や、広く町民を対象とした講演会等の機会を提供しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

(4) 豊かな人間性と社会性を育む

① 就学前教育・保育の充実

【施策の方向】

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎をつくる大切な時期であり、より良い環境で幼児教育を展開していきます。

また、就学後の子ども同士のつながりをつくるために、就学前にこども園と小学校の子どもたちの交流を深める事業を推進します。

事業名	・ 幼稚園（こども園）の運営		担当：子ども教育課
事業内容	<p>蓮野・蓮潟・亀代こども園では、通常の幼稚園教育（8時30分～15時）とほかにその前後7時30分～19時までの預かり保育、土曜保育を実施しています。</p> <p>また、町立幼稚園での早朝保育開始時刻は、保護者の利便性の向上を図るため、新たな子育てのシステムを構築するまで暫定的に保育園の開始時刻と統一します。</p> <p>令和4年度以降も、新しい子育てシステムへの移行期間中は暫定的な対応として、保育園の開始時刻との統一を継続します。</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	新たな子育てシステムに応じた対応	

事業名	・ こども園合同事業		担当：子ども教育課
事業内容	<p>就学前児童（5歳児）が年2回交流し、小学校入学前に子ども同士のつながりをつくる機会を設けています。</p> <p>また、小学校に入学した際に環境の変化に対応しやすいよう、小学生との交流の機会を設けています。</p> <p>令和4年度以降は、新しい子育てシステムへの移行に伴う当該事業の在り方について、継続的な実施方法を検討していきます。</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・ 職員の合同研修		担当：子ども教育課
事業内容	<p>幼保一元化に向けた取り組みから、幼稚園教諭・保育士関係なく、合同で研修を行い、知識の向上に努めています。</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・町愛児会連絡協議会		担当：子ども教育課
事業内容	町愛児会連絡協議会（蓮野・蓮潟・亀代こども園愛児会）において、保護者同士の交流が行われています。 令和4年度以降は、町立幼稚園において当該事業の在り方について継続的な事業実施を検討します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

② 学校教育の充実

【施策の方向】

学習指導要領に基づく基礎的・基本的な事項にかかる指導の徹底及び子どもたちの個性や能力を活かす指導の充実により学びに向かう力の向上を図ります。また、たくましい体と豊かな心を育む教育やふるさとの自然や伝承文化に親しむ教育及び環境教育の充実に努めます。

急速化する国際化社会において、地域への愛着もったグローバル人材の育成に向けて外国人とのコミュニケーション能力の伸長を図るため、幼稚園から中学校まで切れ目のない外国語教育の充実に努めます。

また、高度情報化社会へ柔軟に対応するためICT環境の整備を加速させるとともに、プログラミング教育などコンピュータスキルの育成を図ります。

また、いじめ、不登校、非行等の未然防止、早期発見・早期対応・再発防止を図るため、児童生徒へのカウンセリングの充実・カウンセラー等の資質向上と関連機関との密な連絡体制の構築に努めます。

さらに、近年問題視されている学校における教員の働き方改革を推進することにより、教員の負担軽減を図り児童生徒との向き合う時間を生み出すことに努めます。

事業名	・国際交流事業		担当：総務課 子ども教育課
事業内容	本町と中国のハルビン市教育委員会と「友好の交流協定書」を結び、小・中学生が交互に訪問し友好を深めています。また、中学生が海外でのホームステイを実施し、国際感覚を肌で感じています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・幼稚園英語講師配置		担当：子ども教育課
事業内容	幼稚園児童を対象として英語にふれあうために英語講師を配置を令和元年度から実施しています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	-	継続	

事業名	・外国語指導助手配置		担当：子ども教育課
事業内容	外国語指導助手（ALT）が中学校、小学校、こども園（令和4年度以降は町立幼稚園）等で外国語にふれあう機会をつくっています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・(仮称)イングリッシュキャンプ事業		担当：子ども教育課
事業内容	夏休みを利用し、小中生を対象に外国人指導者による英語とのふれあうためのレクリエーション企画などの体験事業により令和2年度から実施します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	—	継続	

事業名	・ ICT環境整備の拡充		担当：子ども教育課
事業内容	<p>小中学校への情報機器は更新を重ねながら配備しています。 今後は、国が令和元年度から進めているGIGAスクール構想に基づき、無線LAN環境整備とあわせ全学年における児童生徒1人1台のPC端末配備を目指すとともに、プログラミング教育などの充実を図ります。</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・ 学校へのスクール・サポート・スタッフ配置		担当：子ども教育課
事業内容	<p>学校教員の多忙化解消による教員の負担軽減を図ることにより児童生徒との向き合う時間を生み出すため、教師に代わって資料作成や授業準備を行うことで教師をサポートする職員を令和2年度から小中学校に配置します。</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	—	継続	

事業名	・ ふるさとの自然や伝承文化の体験		担当：子ども教育課
事業内容	<p>総合学習の中で本町の自然や伝承文化を体験・親しむ教育を実施しています。</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・ 図書館		担当：図書館
事業内容	<p>児童、青少年の健全な発達を図り、教育文化の発展に寄与することを目的としています。</p>		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	1箇所	1箇所	

事業名	・ 適応指導教室（フレンドルーム）		担当：子ども教育課
事業内容	<p>不登校等で学校生活に適応できない児童生徒に対して、学校と異なった環境の中で教育相談や体験活動等を実施して、児童生徒の自立や集団生活への適応能力を促し、学校生活への復帰を援助する場です。</p> <p>しかし、不登校児童は学校復帰のみを目的としないという国の姿勢が転換したなかで、教育支援の在り方を検討します。</p>		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	1 箇所	1 箇所	

事業名	・ 明るい家庭づくり文集		担当：社会教育課
事業内容	<p>青少年の健やかな成長には、学校・地域・家庭の連携が不可欠です。その活動の一環として子どもたちの目から見た家庭・地域に関する明るい家庭づくりの原稿を集め、文集として毎年作成しています。</p>		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ 地域学校協働本部		担当：社会教育課
事業内容	<p>学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をねらいとし、町内各小中学校にコーディネーター1名を配置しています。学校からのサポート依頼の調整や、サポーター活動のコーディネート、サポート活動、サポーター交流会を行っています。</p>		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	地域学校協働本部に移行	

事業名	・ 放課後学習クラブ		担当：子ども教育課
事業内容	<p>各小学校で、主に5・6年生を対象に放課後に学習会を行っています。</p>		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

③ 家庭教育の充実

【施策の方向】

親の子育てに関する不安の解消や家庭における教育機能の充実を図るため、就学前からの家庭教育学級の開設、子育てセミナーの開催など親への多様な学習機会の提供を推進します。

特に、父親の家庭教育参加を重視した施策の充実、情報提供・相談体制等の整備充実等、家庭における教育力の向上に努めます。

事業名	・ 家庭教育支援事業		担当：社会教育課
事業内容	リズムあそびなどのイベントを開催し、親子のふれあいや親同士の交流をサポートします。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	年 5 回	年 5 回	

事業名	・ 子育て講演会		担当：社会教育課
事業内容	小学校・中学校で、就学前健診時及び入学説明会時に保護者を対象にした講演会を開催しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	年 1 回 (4 箇所)	年 1 回 (4 箇所)	

事業名	・ ブックスタート (4 か月児健診時) ・ ブックスタートプラス (1 歳 6 か月児健診時)		担当：図書館
事業内容	乳幼児健診時に、対象児と保護者におすすめの絵本を手渡すとともに、絵本の読み聞かせを通し、楽しいひとときを分かちあうことの大切さや、0 歳児からの図書館利用を働きかけています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ちくちくかばんづくり講座		担当：社会教育課
事業内容	未就園児の保護者を対象に、通園グッズの手づくり講座を開催しています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・ぐるんぱの部屋（読み聞かせ）		担当：図書館
事業内容	未就園児の親子を対象に絵本を読み聞かせることにより、親子のコミュニケーションやふれあいの機会を増やすよう保護者に働きかけます。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	月2回	月2回	

事業名	・紙しばい会		担当：図書館
事業内容	園児及び小学校低学年を対象に、図書館ボランティア「赤いふうせん」が紙しばい会を開催しています。紙しばいや絵本の読み聞かせを通し、絵や言葉の魅力を子どもたちに伝えています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	月1回	月1回	

事業名	・移動図書館		担当：図書館
事業内容	毎月第2・第4火～木曜日に町内全小学校等へ巡回し、本の貸し出しを行っています。図書館に行くことが難しい子どもたちも身近に利用できるように巡回しています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	3箇所	3箇所	

事業名	・ 父親の子育て参加の促進	担当：子ども教育課
事業内容	<p>社会情勢の変化により、働く女性が増えており、父親の子育てへの参加が重要になっています。</p> <p>父親と子どものふれあいを深め、父親の子育てへの参加を促すため、すくすく事業等への父親の参加を呼びかけています。</p>	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

④ 学童期・思春期からの成人期に向けた保健対策

【施策の方向】

児童・生徒が、自ら心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、様々な分野が協力し、健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

事業名	・ 性教育講演会	担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	<p>中学3年生に対して、保健師が健康教育を実施しています。講演は性感染症やエイズ、人工妊娠中絶等について、命の大切さを伝える内容となっています。(町・中学校)</p>	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	検討	継続

事業名	・喫煙や飲酒、薬物に関する情報提供		担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	飲酒・喫煙・薬物に関する健康影響について正しい知識の普及啓発を行います。また未成年者の飲酒・喫煙・薬物の実態把握をします。(町・小中学校)		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・地域学校保健委員会		担当：子ども教育課
事業内容	聖籠町立こども園(令和4年度以降は幼稚園)、小学校及び中学校の幼児、児童及び生徒の健康の保持増進に関する教育の推進並びにそれらに関わる諸問題の解決に資する提言及び支援等を行うため開催します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

⑤ 地域交流活動の充実

【施策の方向】

子どもたちに、自分の生まれたふるさとを愛する心を養ってもらうため、地域の方とふれあう体験活動が大切になっています。

この活動を行うことにより、学校や家庭では、得がたい生活体験や地域の自然環境の学習ができます。さらには、子どもたち自身が発見することなどで、新たな芽生えにつながっていきます。

子どもたちも芸術やスポーツを通じて交流活動を行うことにより、心身の健全な育成につながるため、これらの活動を推進します。

事業名	・週末体験くらぶ		担当：社会教育課
事業内容	毎週土曜日を中心に、町内の3つの小学校児童の交流と、遊びの中で想像力の育成を目的とした体験事業を実施しています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・ こども会、育成会		担当：社会教育課
事業内容	地域のこども会等の活動を支援しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ 子ども同士及び異世代の交流ができる場の提供		担当：社会教育課
事業内容	子ども同士だけでなく、高齢者から子どもまで自由に交流できる場を提供します。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ せいろう少年少女合唱団		担当：社会教育課
事業内容	子どもたちの音楽文化を高めるための支援と育成を行っています。 「誰でも、気軽に参加できる」合唱を取り入れ、「町音楽祭」や「ジュニアコーラスフェスティバル」等の催事に参加し、世代・地域を超えた交流を行っています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	週 1 回	検討	

事業名	・ スポーツ少年団		担当：社会教育課
事業内容	スポーツを通して子どもの心身の健全育成を図り、子どもたちの仲間づくりや子ども同士の交流を目的として実施しています。現在、7 種目（10 団体）で多くの子どもたちが活動しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・スポーツ活動支援事業		担当：社会教育課
事業内容	スポーツ人口の拡大、交流を通じた人間関係の構築、子どもたちのスポーツ参加を目的に、町民主体のスポーツ活動を行っている NPO 法人「スポネットせいろう」に補助金を交付して活動を支援しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	検討	

事業名	・子ども宿泊自然体験事業（わんぱくキャンプ）		担当：社会教育課
事業内容	自然体験を通じて心と体を鍛え、互いに助けあうことで、人との関係力を身に付けてもらうため、2泊3日の宿泊体験事業を行っています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	縮小もしくは検討	

事業名	・お正月公民館まつり		担当：社会教育課
事業内容	家庭や地域でふれる機会が少なくなった、かるたやコマ回しなどの昔あそびをとおして、大人と子どもが一緒にふれあう機会を提供しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

⑥ 社会参加意識の向上

【施策の方向】

子どもと家庭の福祉向上のためには、より一層福祉業務に係る人材の育成と資質向上が求められています。

このため、福祉施設等の職員の専門的な知識や技術を高めるため、研修への参加を促進していきます。

また、NPO（特定非営利活動法人）やボランティア活動等の機運を高め、町民全体に扶助、地域の人々のふれあいを創造していきます。

事業名	・ 研修への参加	担当：保健福祉課
事業内容	福祉施設等の職員の知識向上を図るため、研修会に参加しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 中学生のボランティア	担当：社会福祉協議会 社会教育課
事業内容	令和 2 年度から長期休み等を利用して、ボランティア活動に参加できる機会を提供します。 ボランティア活動のメニューについては、中学生と計画し実施します。	
方向・目標	令和元年度	令和 6 年度
	—	継続

事業名	・ 青少年健全育成員	担当：社会教育課
事業内容	青少年健全育成員は、聖籠町青少年健全育成町民会議が主催する行事のサポートや、有害図書自動販売機等の実態調査等、「こども 110 番の家」看板メンテナンス等の活動を行っています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 外部団体との連携	担当：子ども教育課
事業内容	「せいろ共育ひろば みらいのたね」や社会福祉協議会のボランティア団体、近隣市町村のNPO法人との連携を図ります。 みらいのたねでは、お菓子づくりなどを通じ、こども園の児童と中学生と地域の方々の交流を行っています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

(5) 子育て活動への支援体制の充実

情報の一元化・ネットワーク機能の充実した体制づくり

【施策の方向】

子どもに関する施策を充実させるには、行政の子育て支援を実施している関係各課の連携の強化が必要です。

また、子ども子育て家庭に関する活動や支援には、様々な団体が取り組んでいることから、それらの方々との協働にも取り組み、町民ニーズや必要な保育サービスについて随時検討していくとともに、町民の主体的な取り組みを支援していく体制を整えます。

事業名	・子ども家庭相談ネットワーク会議		担当：子ども教育課
事業内容	関係各課の連携を強化し、情報の集約を図るなど、効率的で効果的な支援が行えるよう情報の一元化やネットワーク機能の充実を図ります。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	充実	充実	

事業名	・町民、関係団体との連携の強化		担当：子ども教育課
事業内容	子どもや子育て家庭に関する活動や支援に取り組んでいる様々な団体との連携を図り、町民ニーズや必要な保育サービスについて随時検討していくとともに、町民の主体的な取り組みを支援しています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	充実	充実	

(6) 町民の子育てへの関心を高めるための活動

① 子どもの人権に関する広報活動の実施

【施策の方向】

「児童の権利に関する条約」では、18歳未満のすべての子どもを対象とするもので、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目的としています。

この条約や「児童憲章」の趣旨を十分に踏まえ、関係機関と連携を図りながら、様々な施策を展開する中で子どもの最善の利益確保に努めます。

事業名	・ 児童の権利に関する広報活動		担当：町民課
事業内容	子どもの人権に関する広報活動の実施を検討します。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	検討	検討	

② 子育てに関する関心を高めるための活動

【施策の方向】

子どもや子育てをめぐる環境の変化に適切に対応し、次の世代を担う子どもたちの健全な成長を促すことは地域社会全体の共通の願いです。

家庭においては、子どもの心と体を育む責任があることから、^{しつけ}躾や子育てを夫婦が協力し合って行うことの大切さに関する活動を実施します。

地域は、子どもの協調性や社会性を培う貴重な場です。そのため、地域における子ども同士の交流活動の推進等に努めます。

地域社会が相互扶助の意識を持って子育てを支援し、地域全体で子どもと親を見守る地域社会のネットワークづくりを推進します。

事業名	・ 有害図書等の規制		担当：社会教育課
事業内容	本町では、有害図書等に関する自動販売機等の設置を規制しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ 飲酒・喫煙・薬物・性感染症・命の大切さ（中絶）等に関する情報の提供	担当：保健福祉課
事業内容	<p>情報の氾濫等やゲームの普及等により命の大切さが子どもたちの中で薄らいでいるようです。また、青少年が飲酒や喫煙等により与えられる影響は計り知れません。</p> <p>このようなことから、飲酒・喫煙・薬物・性感染症・命の大切さ（中絶）等に関する情報を提供しています。</p>	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 父親の子育てに関する関心を高めるための活動	担当：子ども教育課
事業内容	<p>すくすく事業等に父親の参加を呼びかけ、家族間の交流を通じながら、父親が子育てに参加することの重要性や父親の子育てへの関心を高める活動を行います。</p>	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

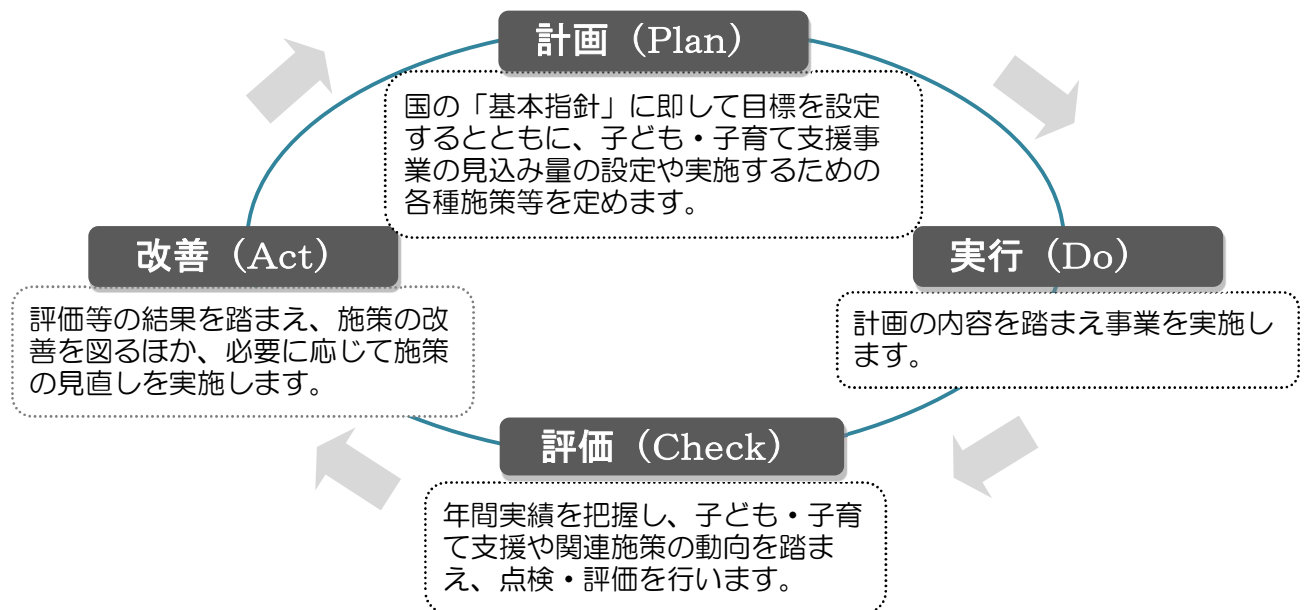
第6章 計画の推進

1 計画の推進体制等

本計画の推進にあたり、行政関係部局を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなど、計画の着実な実施や推進を図ります。

本計画を着実に推進していくために、計画に係る進行管理は聖籠町子ども・子育て会議等で、各年度ごとに計画に基づく施策・事業の進捗状況の把握（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）について、点検・評価を行い必要に応じて計画内容を見直し等の検討を行い、施策の改善につなげていきます。

PDCAサイクル



資料編

1 聖籠町子ども・子育て会議

年 月 日	内 容
【第1回】平成30年12月26日	・「第二期 聖籠町子ども・子育て支援事業計画」について ・策定スケジュールについて ・ニーズ調査結果について
【第2回】平成31年3月20日	・聖籠町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果について ・その他について
【第3回】令和元年10月10日	・幼児教育・保育の無償化について ・「第二期 聖籠町子ども・子育て支援事業計画（素案）」について ・その他について
【第4回】令和2年2月17日	・「第二期 聖籠町子ども・子育て支援事業計画（素案）」について ・その他について
【第5回】令和2年3月27日	・「第二期 聖籠町子ども・子育て支援事業計画」について（答申）
【第6回】令和4年3月11日	・「第二期 聖籠町子ども・子育て支援事業計画」について

2 聖籠町子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

委員区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
1号委員	学校法人 新潟総合学園 新潟医療福祉大学 社会福祉学部	特任教授	武井 恒美	会長
2号委員	聖籠中学校	校 長	三 浦 学	
	亀代小学校	校 長	近藤 幸栄	
	蓮野こども園	園 長	地主 浩美	
	聖籠こども園	園 長	高橋 智恵子	
	聖籠はじめ保育園	園 長	三 國 薫	
	聖籠町民生委員児童委員協議会	会 長	圓山 昌晴	
	聖籠町社会福祉協議会	障がい支援 センター長	本 田 恵	
3号委員	聖籠町愛児会連絡協議会	会 長	新保 裕司	
	聖籠町 PTA 連絡協議会	代 表	安 尻 学	
	亀代学区 地域すくすくサロン かめかめクラブ	代 表	田村 あゆみ	
	山倉学区 地域すくすくサロン ぐーちょきぱー	代 表	星野 かおり	
	蓮野学区 地域すくすくサロン うさぎ・おひさまサークル	代 表	肥田野 しのぶ	
4号委員	一般町民		伊藤 めぐみ	
	一般町民		藤 間 殖	副会長
事 務 局	聖籠町教育委員会 子ども教育課	教育長	近 藤 朗	
		課長	田 中 雅義	
		参事	佐 藤 伸一	
		課長補佐	宮 下 勝敏	
		主 幹	渡 辺 大樹	
	主 事	阿 部 紗也佳		
	保健福祉課	係長保健師	渡 辺 郁子	

1号委員：学識経験を有する者

2号委員：福祉・教育分野の活動を行う団体の代表者

3号委員：子育て支援団体の代表者

4号委員：一般町民

任 期：平成30年12月1日～令和2年11月30日

3 聖籠町子ども条例

○聖籠町子ども条例

平成26年3月12日

条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 責務（第4条—第8条）

第3章 町の施策（第9条—第14条）

第4章 推進体制（第15条・第16条）

附則

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であります。

次代の社会を担う子どもが、夢と希望を持ち、心身ともに健やかに育つことを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来の活力ある地域社会の創造に大きく貢献するものです。

しかし、近年、核家族化や少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化により、子どもを見守る地域の力が低下してきており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした中、児童虐待やいじめが増加するなど、子どもの心身が健やかに育つ環境が損なわれ、これが更なる少子化の進行とそれに伴う経済の停滞や地域社会の活力低下など、様々な分野に影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況に歯止めをかけ、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、家庭、学校、地域、事業者など社会全体がそれぞれの役割を果たし、未来の聖籠町を担う子どもたちが、それぞれの発達段階に応じて、のびのび健やかに成長し、保護者が子育てに喜びを感じ、いきいきとした活力あるまちとなることを目指し、この条例を制定するものです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、聖籠町の子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、町民等、学校等、事業者及び町のそれぞれの責務を明らかにするとともに、子育て支援に関する町の施策の基本的事項を一体的かつ総合的に定め、もって子どもの健やかな成長と最善の利益を実現する社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において子どもとは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において町民等とは、町に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。

3 この条例において学校等とは、学校、こども園、保育所その他これらに類する施設をいう。

4 この条例において事業者とは、町内で事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの健やかな成長を社会全体で支援するため、保護者、町民等、学校等、事業者及び町が一体となり、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 心身ともに健やかに成長するため、子どもの最善の利益が考慮されること。

(2) 社会全体で保護者を支え、家庭における子育ての不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じられるような環境づくりを行うこと。

(3) 保護者、町民等、学校等、事業者及び町が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。

(4) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

第2章 責務

(保護者の責務)

第4条 保護者は、子どもにとって家庭が教育の原点であり、出発点であることを認識し、子どもが健やかで豊かな人間性を育む基礎となる基本的な生活習慣及び社会規範の定着を図るとともに、心身ともに安らぎ、子どものよりどころとなる家庭環境づくりを行うものとする。

2 保護者は、集団生活を通して子どもの社会性が育まれるよう地域や学校等と連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、地域が子どもの豊かな人間性を育む貴重な場であるとともに、社会の一員としての役割及び社会規範を自覚するための実践の場でもあることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成及びそれにふさわしい環境づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 町民等は、地域社会が有する子育てに関する知識又は経験の提供、地域社会による見守りなど、子育てを行う保護者に対する支援及び子育ての補完の機能を積極的に発揮するよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第6条 学校等は、集団生活を通して、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成及び健康・体力の増進を柱とする生きる力を育成するとともに、保護者及び町民等との連携を積極的に図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その活動が子どもの育成及び社会に与える影響を考慮し、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境の創出及び維持に常に配慮するものとする。

2 事業者は、事業所で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めることができるよう

配慮するとともに、町民等及び学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するものとする。

(町の責務)

第8条 町は、基本理念にのっとり、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、子育て支援を総合的に実施する主体として、保護者、町民等、学校等及び事業者がそれぞれの責務を果たし、連携できるよう調整を行わなければならない。

第3章 町の施策

(子ども・子育て家庭への支援)

第9条 町は、基本理念にのっとり、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供し、子ども・子育て家庭を支援するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 幼保一体化による質の高い幼児期の学校教育・保育の提供
 - (2) 家庭における養育支援の充実
 - (3) 延長保育、預かり保育、一時預かり、放課後児童クラブなど、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実
 - (4) 育児サークル活動の支援、子育てに関する地域のネットワークづくり
 - (5) 世代間交流の推進やひとり親家庭に対する自立支援
 - (6) 保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携による要保護児童施策の充実
- (健康の確保及び増進)

第10条 町は、家庭訪問、健康相談その他の保健施策を充実し、子ども及び保護者の健康の確保及び増進を図るものとする。

(教育環境の整備)

第11条 町は、子どもを健やかに育むため、安心して安全な活動ができる場所を整え、発達段階に応じた質の高い教育環境の整備を促進するものとする。

(子育てと仕事の両立の推進)

第12条 町は、就労する保護者が安心して働けるよう、事業者に子育て環境の整備について啓発を行うとともに、乳幼児期から学童期を通して、発達段階に応じた多様な保育サービス等を充実し、子育てと仕事の両立を推進するものとする。

(相談支援体制の充実)

第13条 町は、乳幼児期から大人になるまでの一貫した相談支援体制の充実を図り、子育てに対する不安又は孤独感を感じている保護者に対し、発達段階や家庭環境等に応じた適切な支援と情報提供を行うものとする。

2 町は、子ども相談に関わる事案について、児童相談所及び学校等と連携を図り、適切な対応を行うものとする。

(健全育成施策の充実)

第14条 町は、子どもの健全な育成を促進するため、自然や文化芸術に親しむことのできる機会の確保、スポーツの振興その他必要な施策の充実を図るものとする。

第4章 推進体制

(子ども・子育て支援事業計画の策定)

第15条 町は、第9条から前条までに規定する各施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定するものとする。

(子ども・子育て会議の設置)

第16条 町は、前条に規定する計画の審議、点検及び評価を行うほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、聖籠町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

2 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・教育分野の活動を行う団体の代表者
- (3) 子育て支援団体の代表者
- (4) 一般町民

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

5 会長は、子育て会議を代表し、議事その他会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

8 前各項に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(聖籠町次世代育成支援対策行動計画策定委員会条例の廃止)

2 聖籠町次世代育成支援対策行動計画策定委員会条例（平成16年聖籠町条例第5号）は、廃止する。